

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〔改訂版〕

（素案）

平成28年 月

草 津 市

目 次

第1章 計画改訂の趣旨	
1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ	1
2. 計画改訂にあたっての基本姿勢	1
第2章 地域特性等の概要	
1. 自然環境	3
2. 社会環境	4
3. 関係法令	8
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	
第1節 ごみ処理の現状と課題	
1. ごみ分別の変遷	9
2. ごみ排出量の実績	12
3. ごみの減量化・資源化の実績	17
4. ごみ処理フロー	21
5. ごみ処理に関する処理経費	26
6. 国、県の状況	27
7. ごみ処理の課題	28
第2節 基本方針	
1. 基本方針	30
2. 目標年次	31
第3節 ごみの発生量の推計	
1. 将来推計人口	32
2. ごみ発生量の推計（現状の場合）	33
第4節 ごみの減量化・資源化計画	
1. 減量化目標の設定	34
2. 減量化目標達成に向けた施策	41
3. ごみ発生量の推計（施策反映後）	43
第5節 ごみの適正処理計画	
1. 収集・運搬計画	47
2. 中間処理計画	48
3. 最終処分計画	49
4. その他ごみの処理に関し必要な事項	50

第 1 章 計画改訂の趣旨

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）の位置づけ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として策定されたものです。

平成 22 年度から平成 33 年度までの計画期間のうち、平成 27 年度を中間目標年次として、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる P D C A サイクルにより、計画の点検、見直し、評価を行うこととしていることから、それらの結果を踏まえ、今回、改訂を実施します。

また、本計画実施のための具体的施策等については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」において定めます。

2. 計画改訂にあたっての基本姿勢

20 世紀は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが、わたしたちの豊かで便利な生活を支えてきました。しかし、一方で、自然環境の破壊や地球温暖化、資源の枯渇など地球環境に膨大な負荷を及ぼし、地球規模から人々の身近な生活にまで様々な環境問題が生じています。

21 世紀においては、地球環境に対する負荷の低減や限りある資源・エネルギー問題に対応していくことが緊急の課題であり、これまでの大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会経済システムや生活スタイルに転換することが求められています。

こうした中、国では、平成 25 年 5 月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、平成 32 年度の一般廃棄物の減量化等の目標が設定されました。

また、滋賀県では、平成 23 年 8 月に策定された「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の中で、平成 27 年度の一般廃棄物の減量化等の目標が設定され、平成 28 年度には次期計画を策定される予定です。

本市では、本計画の策定後、設定した 3 つの基本方針である「ごみの発生抑制の推進」、「多様な資源化の仕組みづくりの推進」および「環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進」のための様々な取り組みを行ってきました。

本計画は、中間目標年次である平成 27 年度における計画の点検、見直し、評価を踏まえ、以下の手順に沿って改訂を行います。

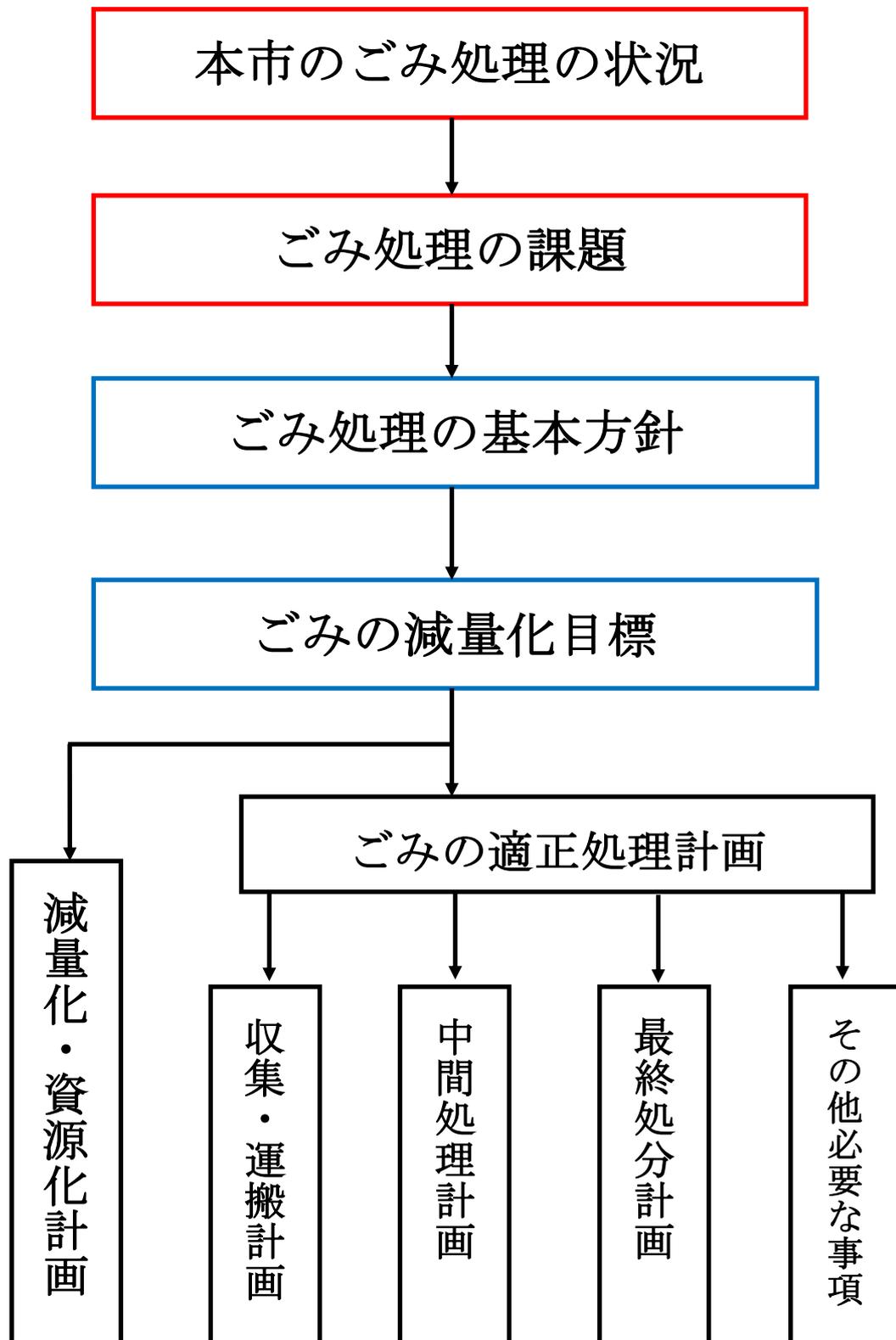


図 1-1-1 計画改訂の手順

第2章 地域特性等の概要

1. 自然環境

1) 位置・面積

本市は、滋賀県の南東部に位置し、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約 60 km、京都から約 20 km、名古屋から約 90 km の距離にあります。市域は、南北約 13.2 km、東西約 10.9 km で、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は 67.82 km²（うち琵琶湖面積 19.17 km²を含む）となっています。

天井川として全国的に有名であった旧草津川が市域の中央を縦断し、湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。

また、JR 東海道本線（琵琶湖線）、新幹線、名神高速道路、新名神高速道路、国道 1 号の国土主要幹線が市域を通っています。



図 2-1-1 草津市の位置

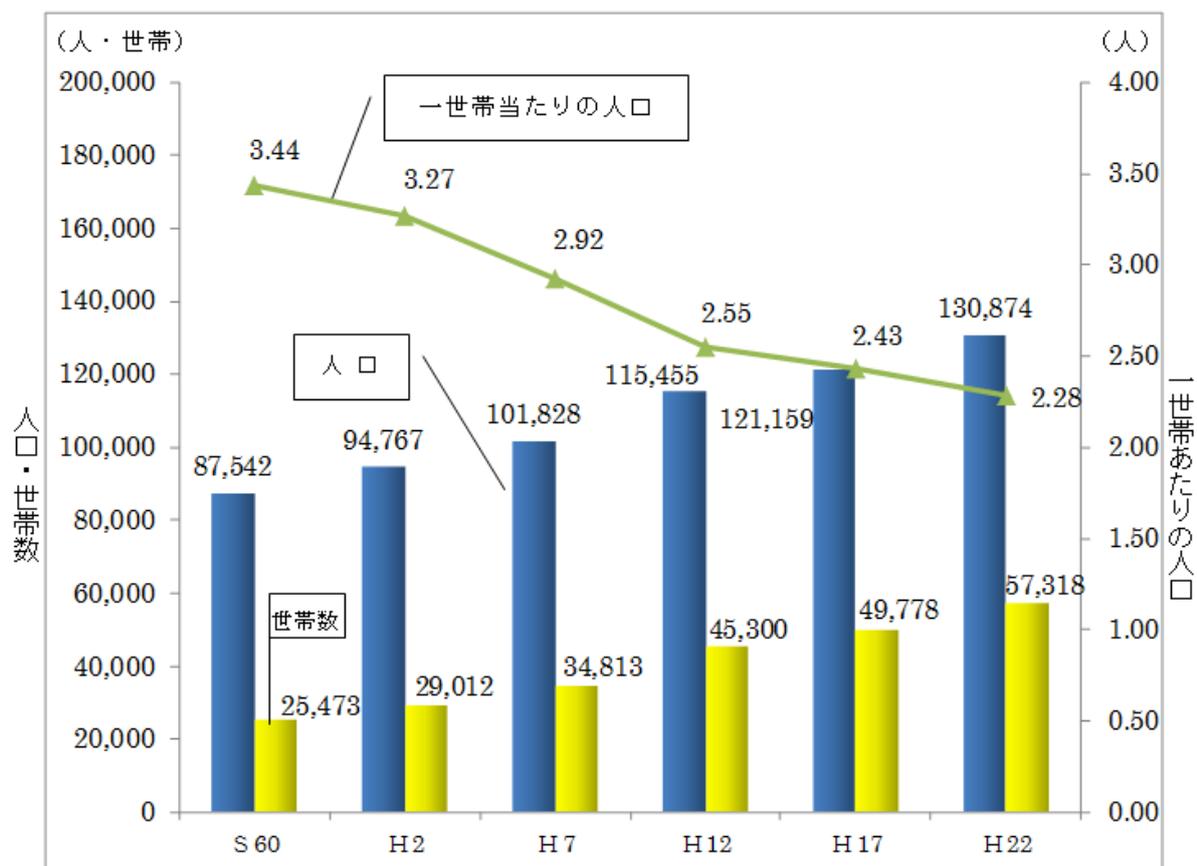
2. 社会環境

1) 人口等の推移

本市の人口および世帯数（国勢調査人口ベース）の推移は、図 2-1-2 に示すとおりです。

人口及び世帯数の推移は、人口、世帯数ともに増加傾向になっています。

1世帯あたりの人口については、昭和60年度の3.44人/世帯から平成22年度の2.28人/世帯と減少傾向になっており、世帯の小規模化が進んでいます。



出典：国勢調査

図2-1-2 人口及び世帯数の推移

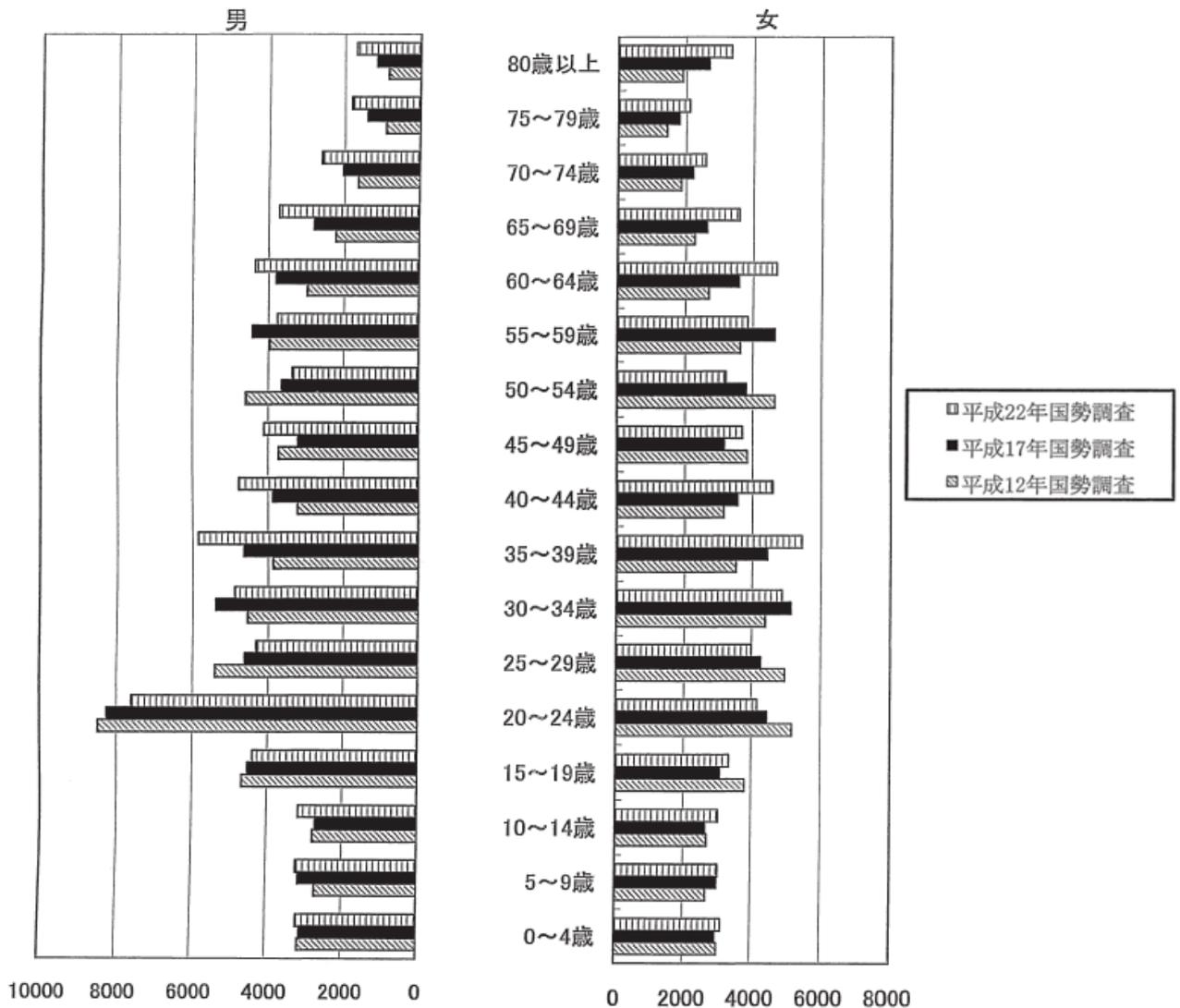
2) 人口ピラミッド

人口ピラミッドは、図 2-1-3 に示すとおりです。

年齢別の人口構成を見ますと、20歳から24歳の人口が最も突出しており、これは立命館大学の学生および大学院生によるものです。次に35歳から39歳の人口が多くなっています。一方で、14歳以下の人口は少なくなっています。

平成17年度と平成22年度の60歳以上の人口を比べると、各年代とも平成22年度の人口が多くなっており、高齢化が進んでいます。

単位：人



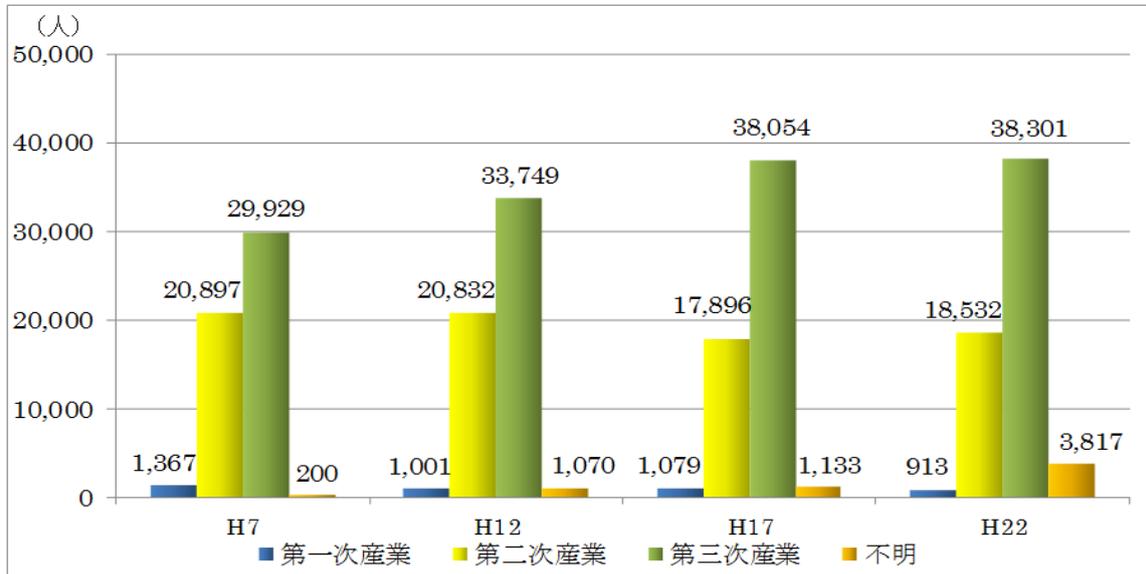
出典：草津市統計書

図 2-1-3 年齢階層別人口割合のピラミッド図

3) 産業概要

本市における産業別 15 歳以上就業者数の推移は、図 2-1-4 に示すとおりです。

平成 22 年度における産業別就業者の構成割合は、第一次産業が約 2%、第二次産業が約 30%、第三次産業が約 62%、不明が約 6%となっています。



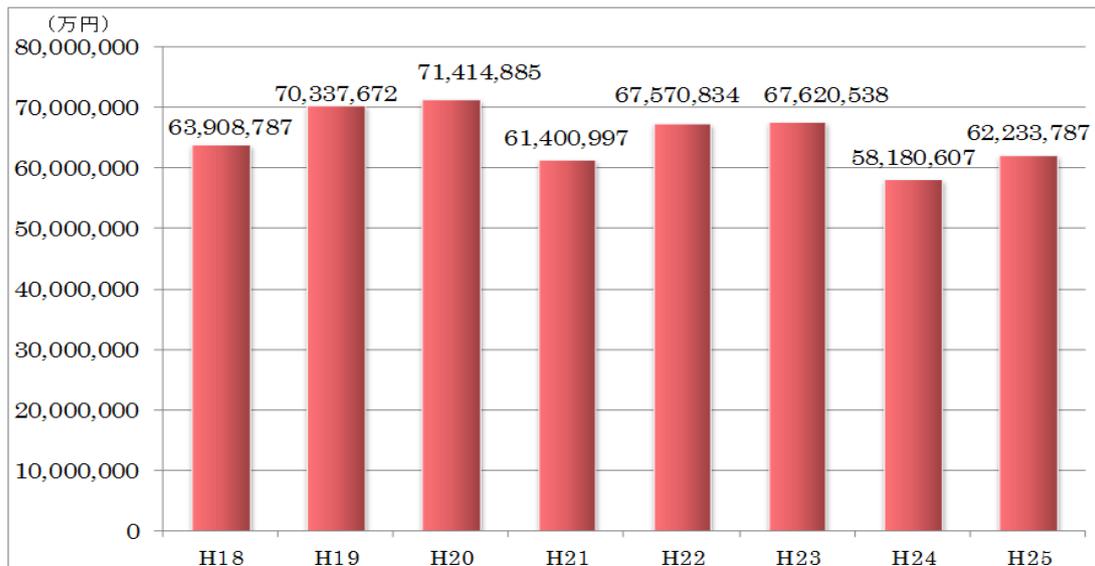
出典：草津市統計書

図 2-1-4 産業別 15 歳以上就業者数の推移

4) 製造業における製造品出荷額

本市における製造品出荷額は、図 2-1-5 に示すとおりです。

平成 18 年度の約 6,391 億円から平成 20 年度の約 7,141 億円までは増加していますが、同年度をピークに減少傾向にあります。



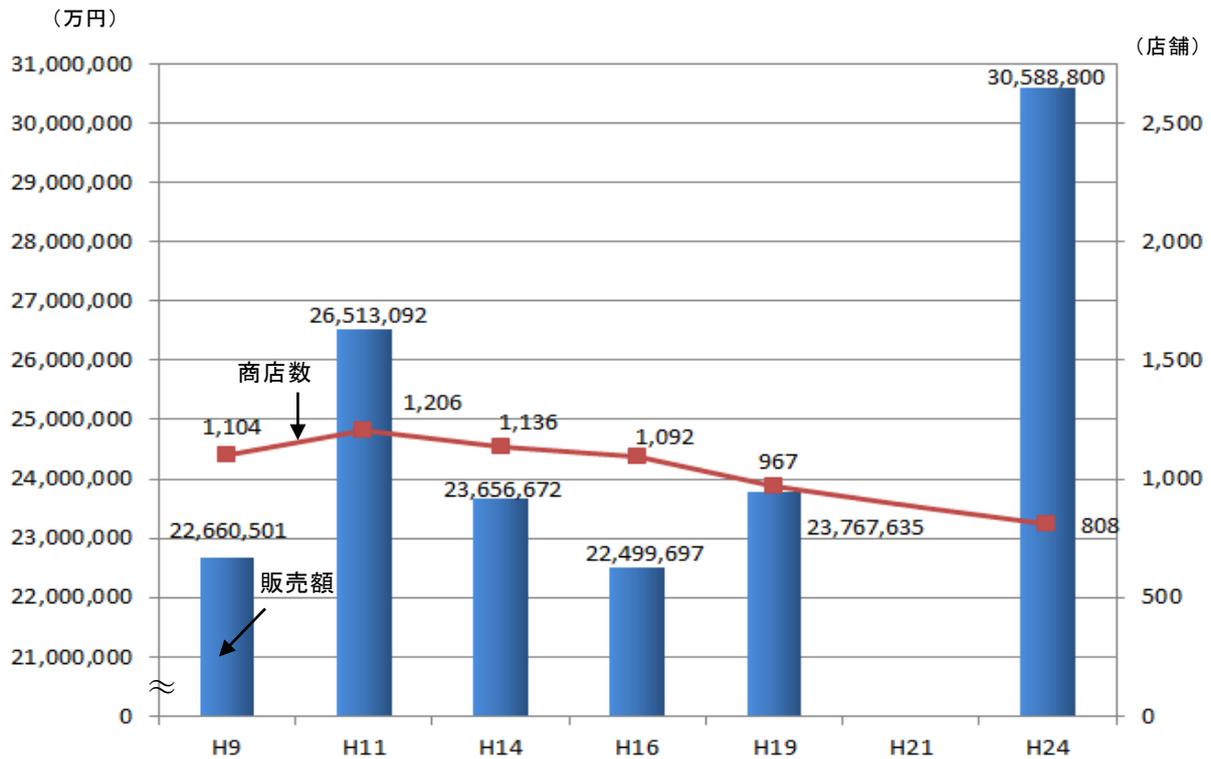
出典：草津市統計書

図2-1-5 製造品出荷額

5) 商店数と年間販売額

本市における商店数と年間販売額は、図 2-1-6 に示すとおりです。

商店数は、平成 11 年度の 1,206 店舗から平成 24 年度の 808 店舗まで減少傾向を示しており、年間販売額は平成 11 年度の 2,651 億円をピークに平成 16 年度の 2,249 億円まで減少しましたが、平成 24 年度は 3,059 億円と増えています。



* H21 年の調査は経済センサスの創設に伴い中止

出典：草津市統計書

図 2-1-6 商店数と年間販売額

3. 関係法令

1) 法体系

循環型社会形成のための法体系は、図 2-1-7 に示すとおりです。

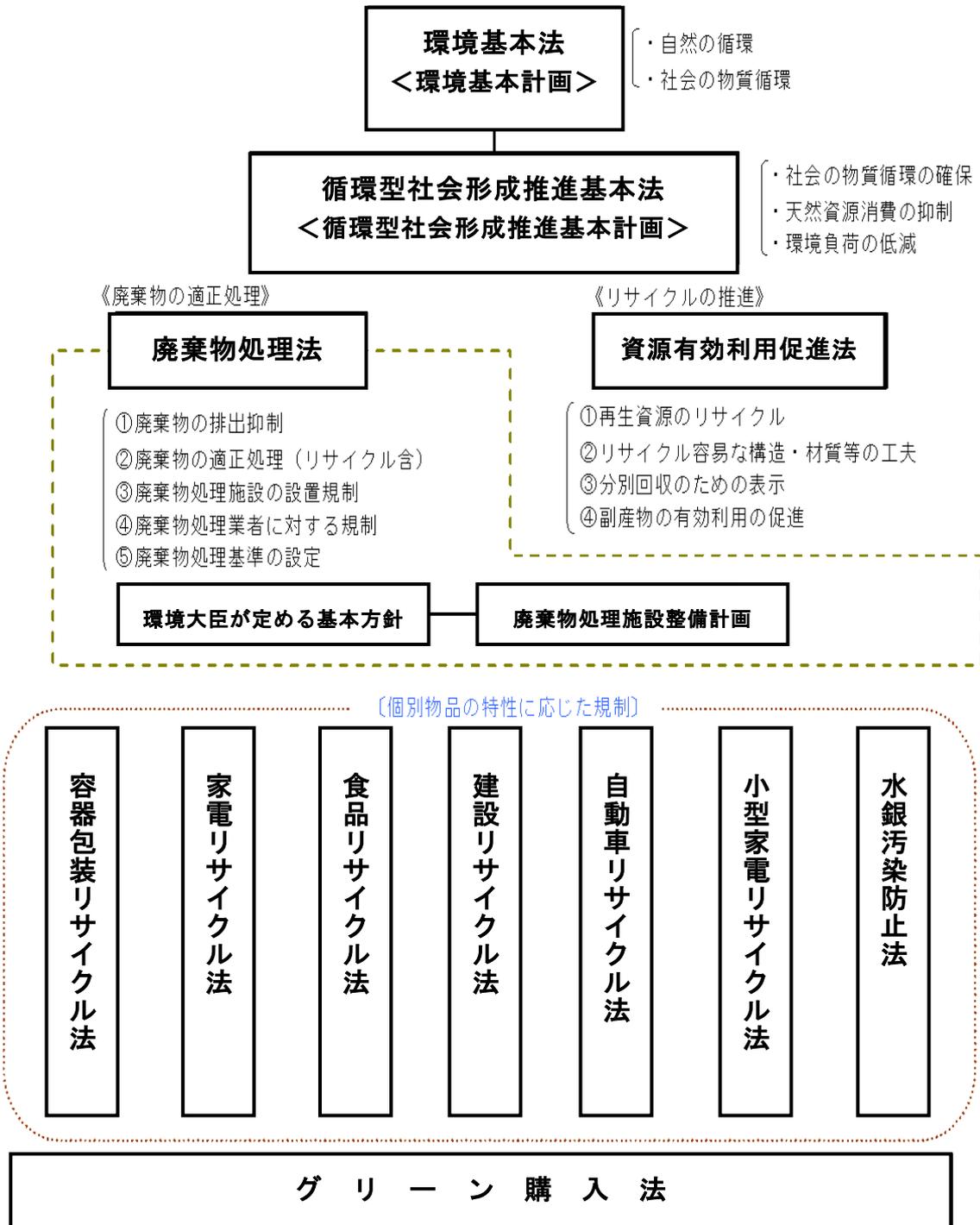


図 2-1-7 循環型社会形成のための法体系

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ分別の変遷

本市のごみの分別については、昭和40年から「生ごみ」と「その他」の2種分別を開始し、昭和48年には、「プラスチック」を分別し3種分別になり、クリーンセンターの稼働した昭和52年には、全国的にも先進的な5種分別（「普通ごみ類」「プラスチック類」「金属類」「ガラス類」「陶器・ゴム類」）を実施しました。

昭和57年には、「粗大ごみ」の戸別回収を開始し6種分別となり、昭和60年には「乾電池」の拠点回収を開始し7種分別となりました。平成8年には「陶器・ゴム類」が「小型破碎ごみ類」と「不燃物類」に分別されて8種分別に、平成9年には「プラスチック類」から「ペットボトル類」の分別を行い9種分別になりました。平成13年には「蛍光管」の拠点回収を開始し、10種分別となりました。平成23年には「普通ごみ類」と「プラスチック類」を「焼却ごみ類」、「古紙類」および「プラスチック製容器類」に、「金属類」、「小型破碎ごみ類」および「不燃物類」を「空き缶類」、「破碎ごみ類」および「陶器・ガラス類」に再分別し、「びん類」の名称を「飲・食料用ガラスびん類」に変更し、現在の11種分別となりました。

現在の分別区分は表3-1-1に、ごみ分別の変遷は図3-1-1に示すとおりです。

表3-1-1 現在の分別区分

家庭系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	台所ごみ（残飯等）、紙、木、竹、衣類、ゴム製品など
プラスチック製容器類	プラスチック製容器、シャンプー容器、レジ袋など
ペットボトル類	水・茶・清涼飲料水のペットボトル
空き缶類	空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
飲・食料用ガラスびん類	食品用のガラスびん、内服用の薬品びん
破碎ごみ類	炊飯器、ポット、電話機、安全かみそり、鍋、フライパンなど
陶器・ガラス類	化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、電球など
古紙類	新聞、雑誌、雑紙、段ボールなど
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	タンス、ベッド、自転車、布団など

事業系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	厨芥類（生ごみ）、紙くずなど
粗大ごみ	可燃系の粗大ごみ

注： 事業活動で発生する古紙類については、市の処理施設以外でのリサイクル処理を案内しています。

また、事業活動で発生するプラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管については産業廃棄物に該当し、市の処理施設では受け入れていません。

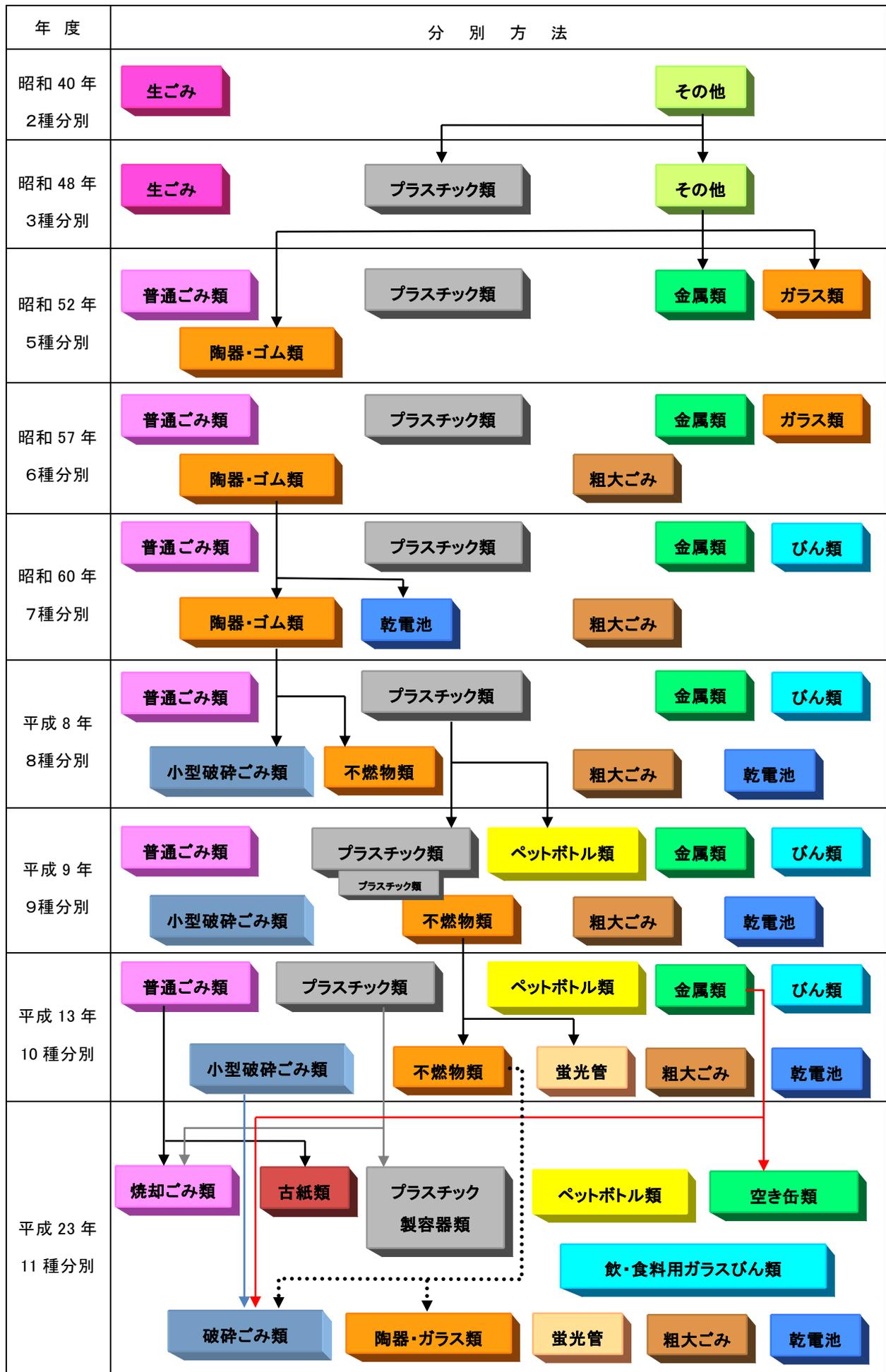


図 3-1-1 ごみ分別の変遷

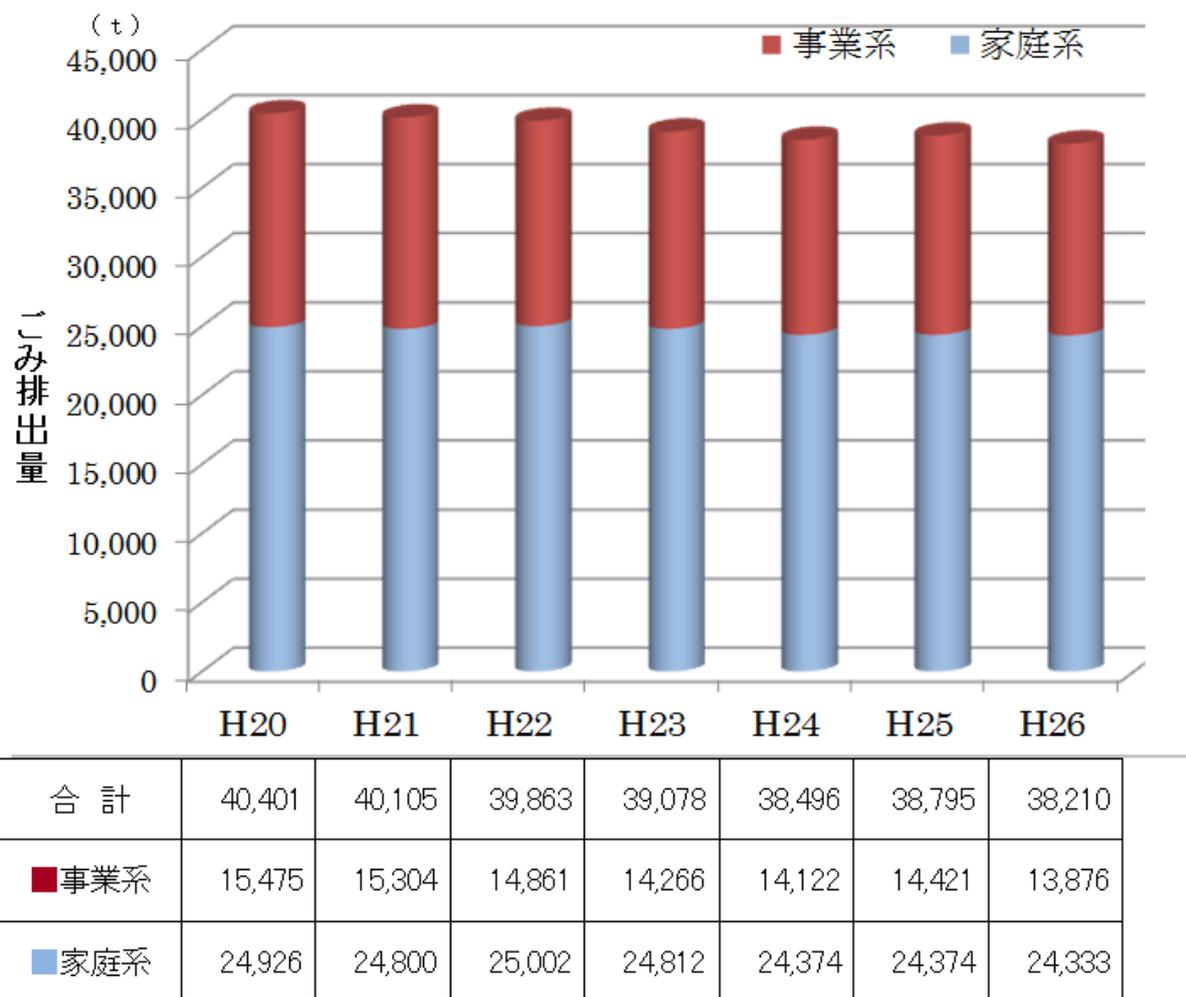
2. ごみ排出量の実績

1) ごみ排出量の実績

本市のごみの排出量の推移は、図 3-1-2 に示すとおりです。

ごみ排出量は平成 20 年度から平成 24 年度まで減少し、平成 25 年度に一旦増加しましたが、平成 26 年度は再び減少しました。

家庭系ごみは、平成 24 年度以降は横ばいで推移しており、事業系ごみは、平成 25 年度に一旦増加しましたが、平成 26 年度は再び減少しました。



単位: t / 年

図3-1-2 ごみ排出量の推移

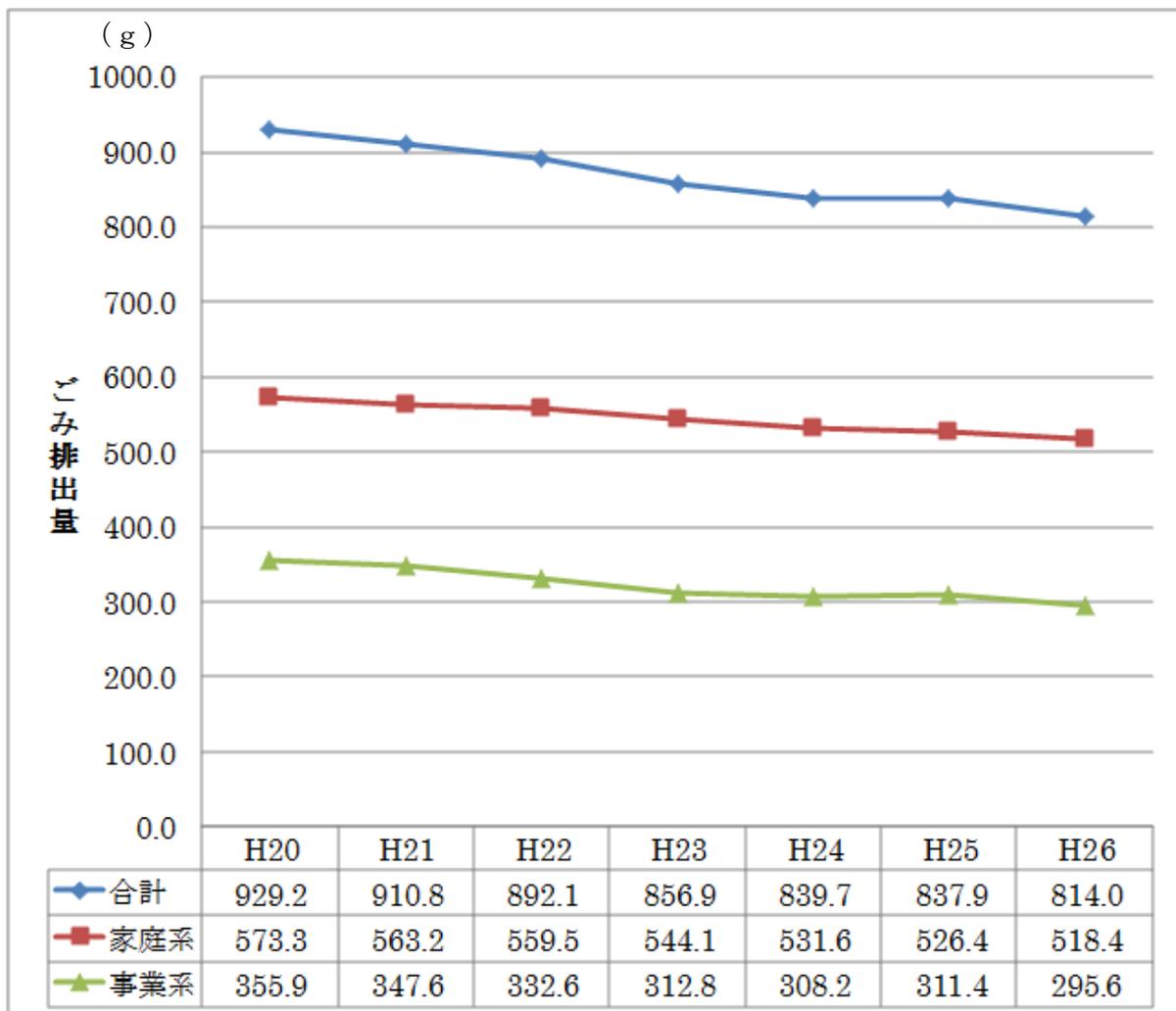
2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりごみ排出量の推移は、図3-1-3に示すとおりです。

1人1日当たりごみ排出量は、平成20年度の929.2g/人・日から減少傾向にあり、平成26年度は、814.0g/人・日となっています。平成20年度から平成26年度までの増加率は、-12.4%となっています。

家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量は、平成20年度の573.3g/人・日から減少傾向にあり、平成26年度は518.4g/人・日となっています。平成20年度から平成26年度までの増加率は、-9.6%となっています。

事業系ごみの1人1日当たりに換算したごみ排出量は、平成20年度の355.9g/人・日から減少傾向にあり、平成26年度は295.6g/人・日となっています。平成20年度から平成26年度までの増加率は、-16.9%となっています。



単位：g/人・日

図3-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

3) 家庭系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物は、生活に伴って排出される家庭系ごみと事業活動に伴って排出される事業系ごみに分かれており、平成 25 年度の全国の平均では、事業系ごみ約 31%に対して家庭系ごみが約 69%の割合となっていますが、本市では事業系ごみの占める割合が高く、平成 26 年度で事業系ごみ約 36%に対して家庭系ごみは約 64%となっています。

4) ごみ種別の割合

現在、本市ではごみを 11 種類に分別しており、この分別区分ごとの平成 26 年度の割合は表 3-1-2 に示すとおりです。

家庭系ごみでは、焼却ごみ類とプラスチック製容器類で約 85%を占めており、事業系ごみでは、焼却ごみ類が 99.91%と大部分を占めています。

表 3-1-2 平成 26 年度ごみの分別区分の割合

分別区分	家庭系ごみ		事業系ごみ		家庭系+事業系		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	
焼却ごみ類	19,555.72t	80.37%	13,864.04t	99.91%	33,419.76t	87.46%	
プラスチック製容器類	1,071.33t	4.40%	—	—	1,071.33t	2.80%	
ペットボトル類	270.08t	1.11%	—	—	270.08t	0.71%	
空き缶類	229.07t	0.94%	—	—	229.07t	0.60%	
飲・食料用ガラスびん類	836.37t	3.44%	—	—	836.37t	2.19%	
破碎ごみ類	447.18t	1.84%	—	—	447.18t	1.17%	
陶器・ガラス類	267.96t	1.10%	—	—	267.96t	0.70%	
古紙類	新聞・広告	503.82t	2.07%	—	—	503.82t	1.32%
	雑誌・雑紙	449.19t	1.85%	—	—	449.19t	1.18%
	段ボール	338.26t	1.39%	—	—	338.26t	0.89%
乾電池	22.06t	0.09%	—	—	22.06t	0.06%	
蛍光管	11.59t	0.05%	—	—	11.59t	0.03%	
粗大ごみ	330.85t	1.36%	12.02t	0.09%	342.87t	0.90%	
合計	24,333.48t	100.00%	13,876.06t	100.00%	38,209.54t	100.00%	

出典：平成 26 年度クリーンセンター年間報告書

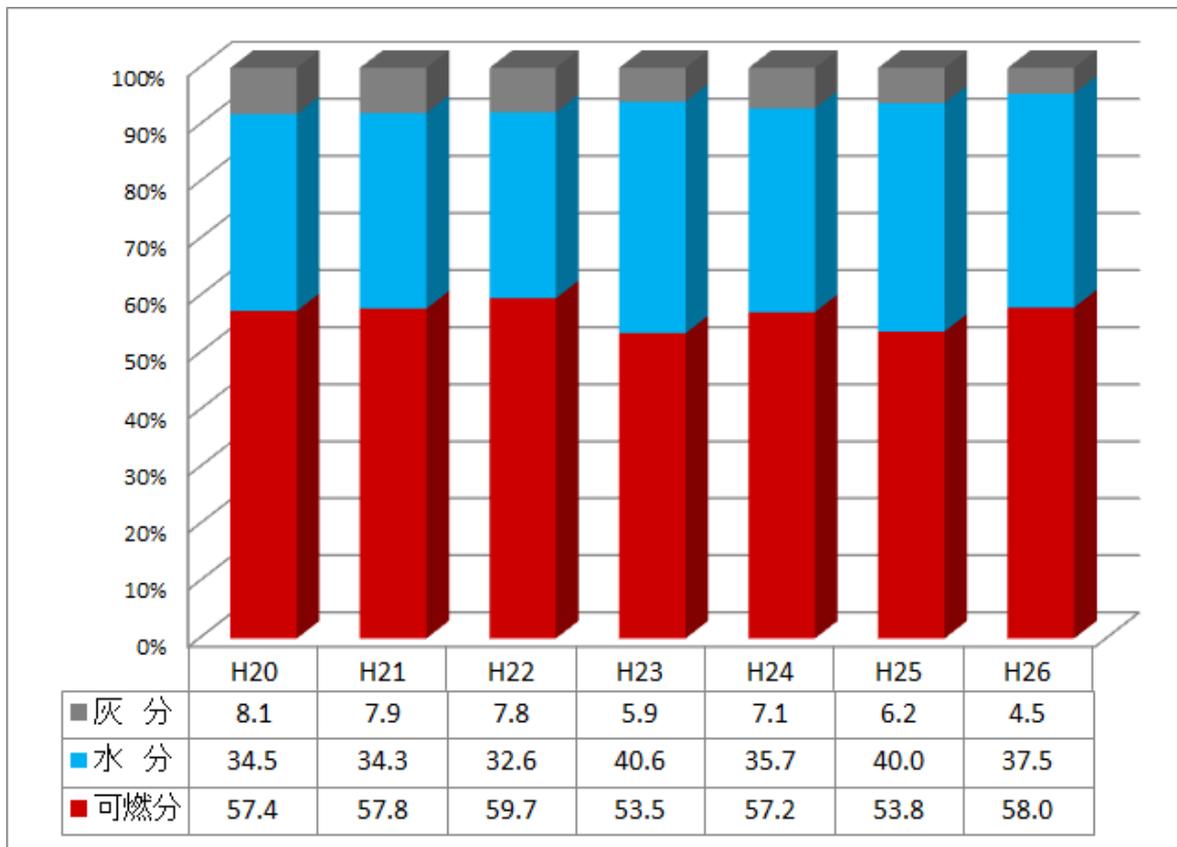
5) ごみの三成分と種類組成

市内で収集された焼却ごみ類等は、一旦クリーンセンターのごみピット（ごみ貯留場）に入り、そこで攪拌した後、焼却処理を行っています。

ごみピットから採取したごみの三成分は図 3-1-4 に、ごみの種類組成は図 3-1-5 に、低位発熱量は図 3-1-6 に示すとおりです。この調査結果は年間 4 回測定を行った平均値です。

ごみの種類組成では、乾式で行っているため、厨芥類の割合が低くなり、水分をあまり含まない紙、布の割合が高くなっています。これは厨芥類に含まれる水分の多さを表すものです。

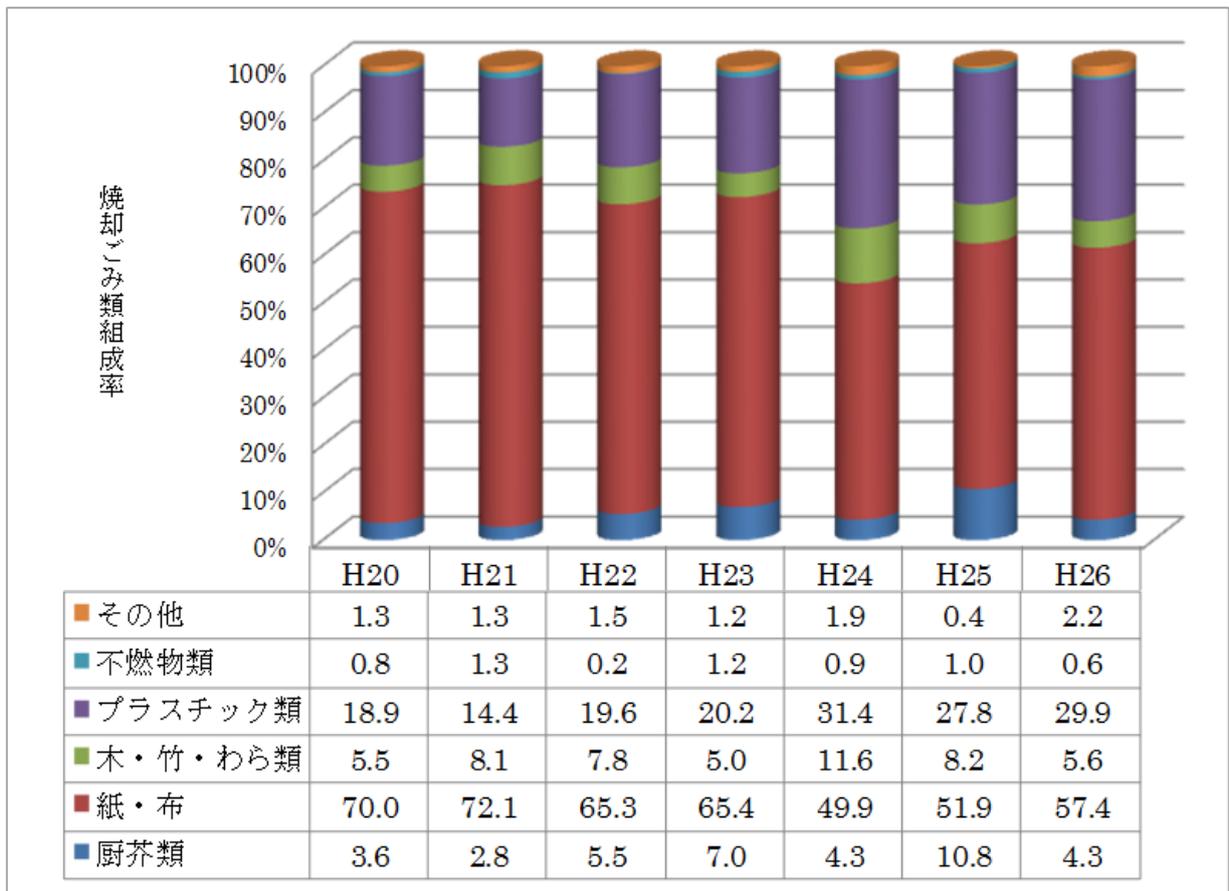
ごみの三成分と低位発熱量の関係は、可燃分の割合が増えると、それに比例し低位発熱量が高くなり、水分の割合が増えると、低位発熱量が低くなる傾向を示しています。



単位：%

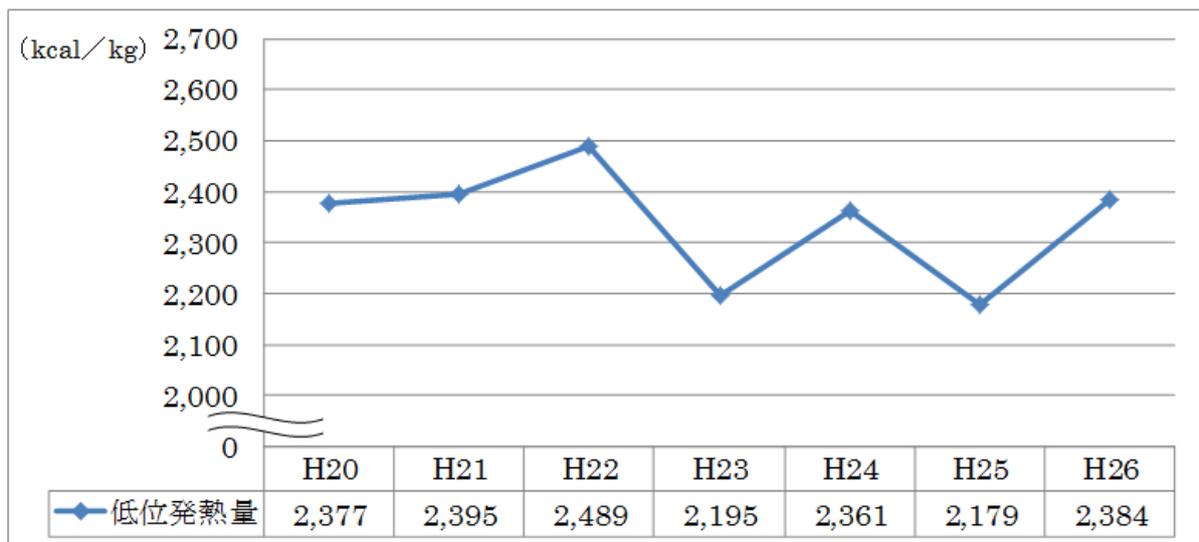
図3-1-4 ごみの三成分

注) 三成分：焼却されたごみの水分は蒸発し、燃える成分はガスになって燃え、後に灰が残ります。この「可燃分」「水分」「灰分」をごみの三成分としています



単位：%

図3-1-5 ごみの種類組成



単位：kcal/k g

図3-1-6 低位発熱量

注) 低位発熱量：低位発熱量は、水分が蒸気のまま(気体)でいる場合の発熱量で、実際に利用できる発熱量にあたり真発熱量とも言われます。焼却炉でゴミを燃焼させた時の熱量は低位発熱量になります。

3. ごみの減量化・資源化の実績

1) ごみの資源化

本市のごみの資源化量とリサイクル率の推移は表 3-1-3 に示すとおりです。なお、図 3-1-9 に示すように、資源化量とは、「資源ごみの量」から「各処理施設から発生する異物等の量」を差し引いたものです。

古紙（新聞・広告、段ボール、雑誌・雑紙）については、平成 23 年度から行政回収を実施し、資源化しています。

表 3-1-3 ごみの資源化量とリサイクル率の推移

単位：t

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市	空き缶・金属屑等	669	656	618	560	468	451	485
	びん	794	798	807	811	785	785	768
	ペットボトル	283	283	298	279	273	270	256
	容器包装プラスチック	1,128	1,184	1,203	1,232	1,027	1,000	959
	硬質プラスチック	-	112	113	69	13	13	12
	乾電池、蛍光管	26	31	39	35	35	34	32
	古紙（行政回収分）	-	-	-	740	1,369	1,337	1,297
	小 計	2,900	3,064	3,078	3,726	3,970	3,890	3,809
集団回収	段ボール	662	711	792	863	991	1,080	1,086
	新聞	2,268	2,264	2,234	2,220	2,307	2,403	2,251
	雑誌	838	830	849	913	828	830	799
	繊維類	213	220	214	238	238	238	229
	小 計	3,981	4,025	4,089	4,234	4,364	4,551	4,366
資源化量合計		6,881	7,089	7,167	7,960	8,334	8,441	8,175
廃棄物発生量		44,382	44,130	43,952	43,312	42,860	43,346	42,575
リサイクル率 （資源化率）		15.5%	16.1%	16.3%	18.4%	19.4%	19.5%	19.2%

*リサイクル率＝資源化量 ÷ 廃棄物発生量

*資源化量＝直接資源化量（集団回収含む）＋ 中間処理後の資源化量

*廃棄物発生量＝家庭系ごみ量 ＋ 事業系ごみ量 ＋ 集団回収量

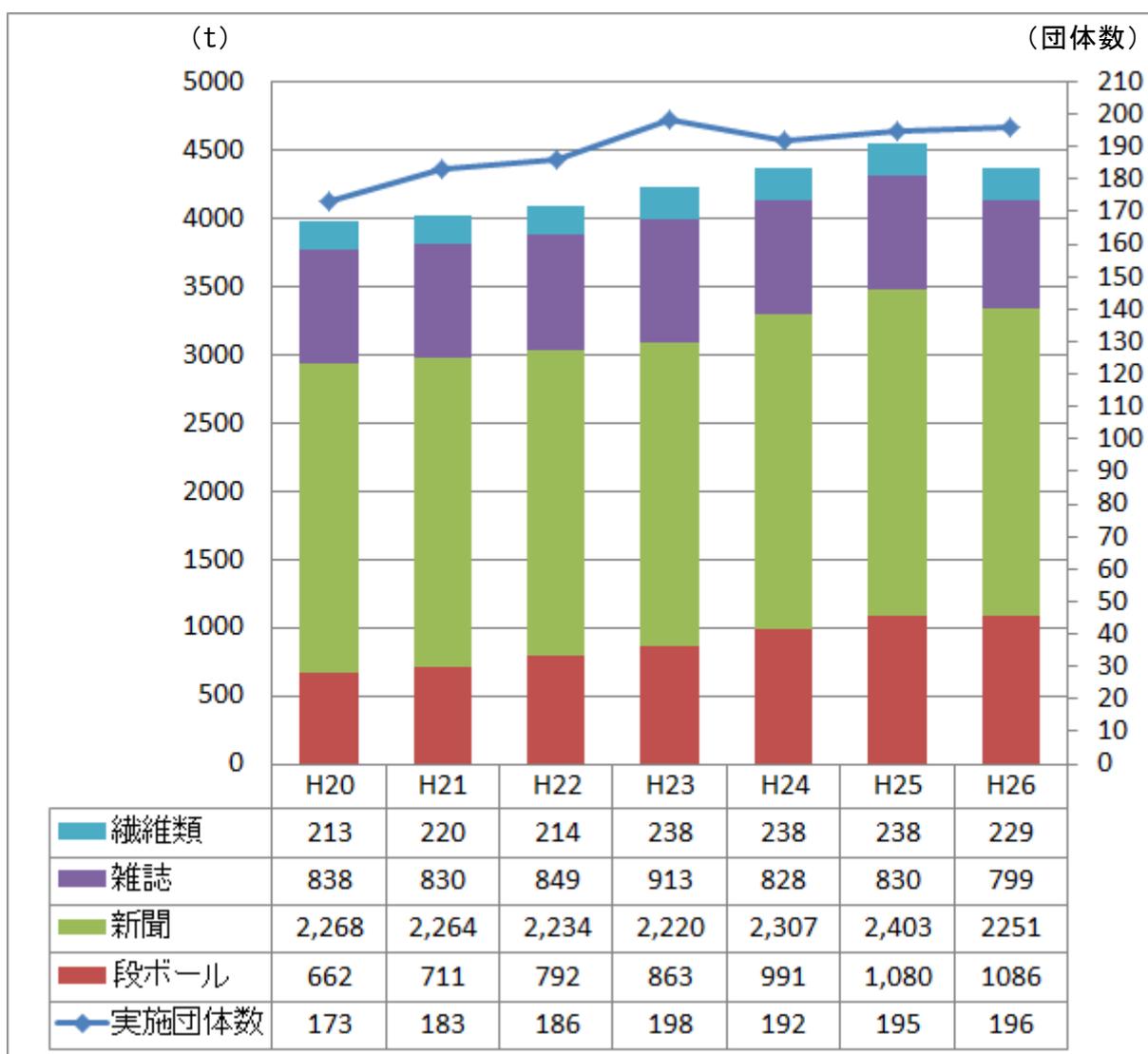
2) 集団回収

本市では、資源の再生利用およびリサイクルの推進を図るため、町内会や子ども会等の市民団体が実施する資源回収活動事業に対し、資源回収活動事業推進奨励金を交付しています。平成26年度は実施団体に対して4円/kg、回収業者に対しては1円/kgの奨励金を交付しています。

集団回収における回収量と実施団体の実績は、図3-1-7に示すとおりです。

平成26年度における集団回収量は4,366tです。回収品目は段ボール、新聞紙、雑誌および繊維類で、回収量のうち新聞紙が2,251tと半数以上を占めています。

実施団体数は、平成20年度の173団体から増加傾向にあり、平成26年度には196団体となっています。



単位：t、団体

図3-1-7 集団回収の実績

3) 生ごみの堆肥化

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化促進と市民の減量意識の高揚のため、生ごみ処理容器の購入に対する補助制度を設け助成を行っています。

現在の補助対象となる処理容器は、電気式、風力、足踏み式等の処理容器としています。

平成 20 年度からの助成件数は、表 3-1-4 に示すとおりです。

助成件数については、平成 20 年度の 107 件/年から減少する傾向にあります。

生ごみ処理容器の耐用年数を 5 年として、補助制度によりどの程度生ごみが減量化されたかを試算した結果、平成 26 年度においては、26.4t/年と推定されます。

表 3-1-4 生ごみ処理容器の購入助成の実績

年度	助成件数
H20	107 件
H21	69 件
H22	61 件
H23	56 件
H24	33 件
H25	38 件
H26	37 件

※生ごみ処理容器による減量化量の試算

項目	内容	備考
補助件数	225 件	H22～H26 助成件数の合計（耐用年数 5 年）
1 世帯あたりの人数	約 3 人	1 世帯当たりの人口 2.28 人（平成 22 年度国勢調査）
生ごみ処理容器による減量率	約 85.7%	おおよそ 1/7 になる。
発生抑制量（t/年）	$225 \text{ 件} \times 3 \text{ 人} \times 125.0 \text{ g/人} \cdot \text{日} (\text{※}) \times 365 \text{ 日} / 10^6 \times 85.7\% = 26.4 \text{ t/年}$	

※ 平成 26 年度の 1 人 1 日当たりの生ごみの量

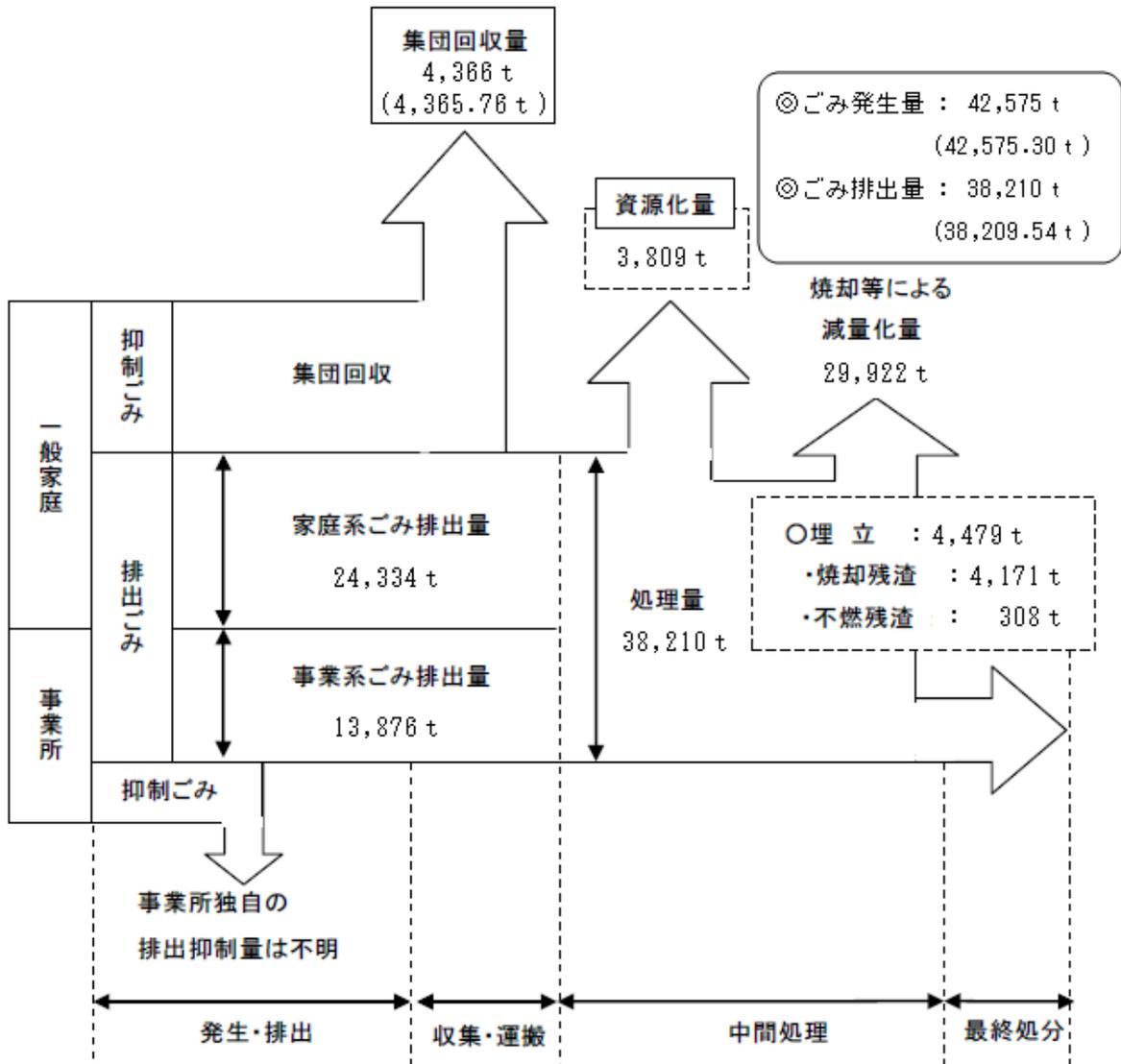
= 焼却ごみ類の 1 人 1 日排出量 × 焼却ごみ類中の厨芥類の占める割合

= $416.6 \text{ g/人} \cdot \text{日} \times 30.0\% = 125.0 \text{ g/人} \cdot \text{日}$

4) ごみの減量化・資源化

平成 26 年度における本市のごみ減量化・資源化、ごみ処理の流れは図 3-1-8 に示すとおりです。

平成 26 年度の本市のごみ排出量は 38,210t/年であり、集団回収を含めたごみ発生量は 42,575t/年です。このうち、集団回収を除く資源化量は 3,809t/年、焼却処理等による減量化量 29,922t/年、埋立処分量は 4,479t/年です。



ごみ量の定義

ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

ごみ発生量 = ごみ排出量 + 集団回収量

図 3-1-8 ごみ減量化・資源化とごみ処理の流れ (平成 26 年度)

4. ごみ処理フロー

1) ごみ処理のフロー

本市の平成26年度のごみ処理フロー図は、図3-1-9に示すとおりです。

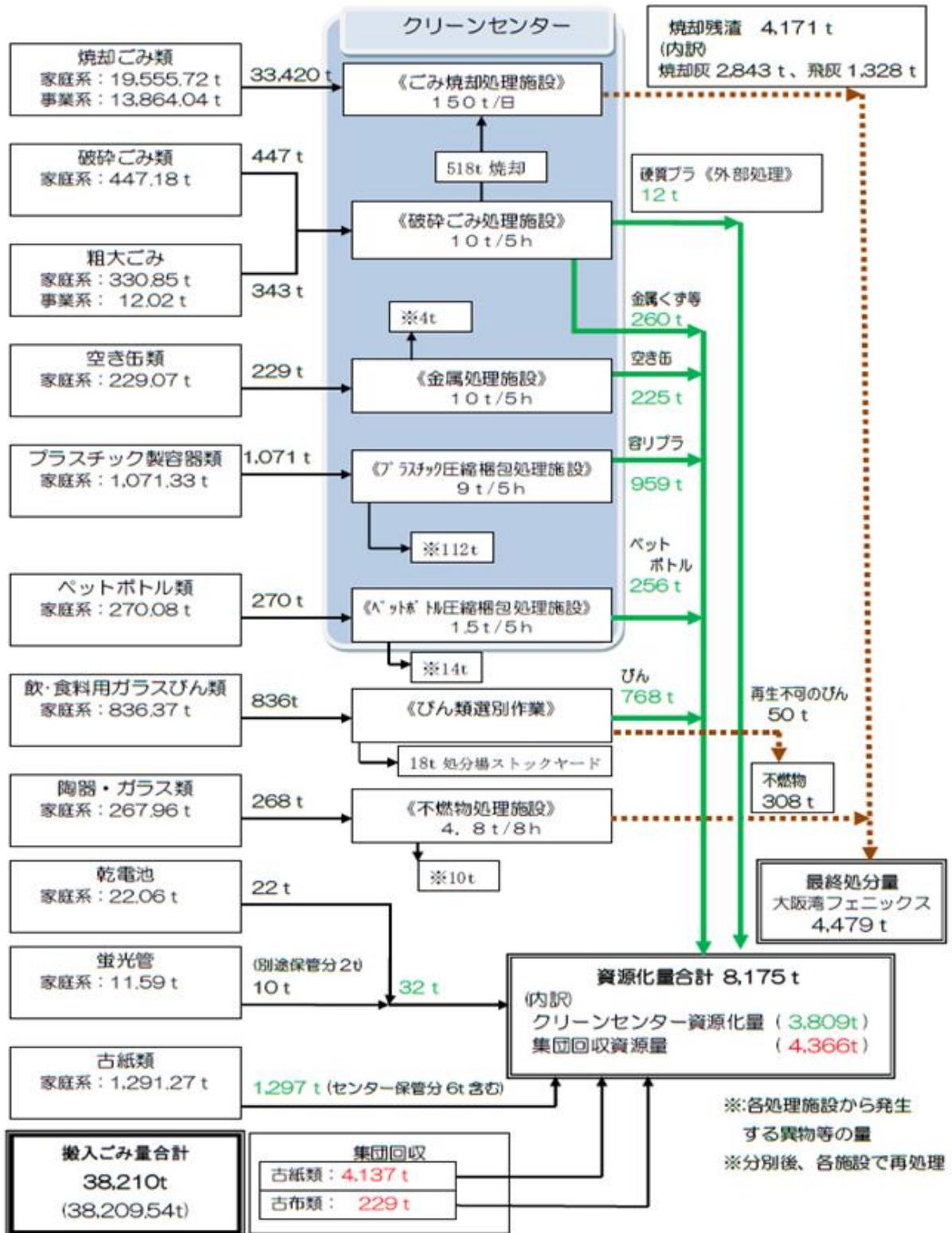


図3-1-9 ごみ処理フロー図（平成26年度）

2) 収集・運搬システム

本市の家庭系のごみの種類ごとの収集・運搬体制は、表 3-1-5 に示すとおりです。

また、処理手数料等の状況については、表 3-1-6 に示すとおりです。

分別区分は 11 種類で、市内全域を収集区域とし、収集・運搬は市の委託業者により行っています。収集方式は、粗大ごみは戸別収集方式、乾電池、蛍光管は拠点回収方式であり、それ以外のごみはステーション方式としています。排出容器については、焼却ごみ類、プラスチック製容器類およびペットボトル類は指定袋制を採用しており、空き缶類と飲・食料用ガラスびん類は指定のコンテナ、乾電池および蛍光管は専用の回収箱に入れることになっています。また、破碎ごみ類については任意の袋に入れるかそのまま直接排出し、陶器・ガラス類については任意の袋に入れて排出し、粗大ごみについては「粗大ごみ処理兼リサイクル機器収集運搬券」を貼り付けて排出することになっています。

なお、事業系のごみについては、事業者自らがクリーンセンターに持ち込むか、市の許可業者に委託し収集運搬することになっています。

表3-1-5 収集・運搬の概要

分別区分	収集区域	収集形態	収集方式	収集回数	排出容器
焼却ごみ類	全域	委託	ステーション方式	2回/週	指定袋
古紙類				1回/月	そのまま
プラスチック製容器類				2～3回/月	指定袋
ペットボトル類				1回/月	指定袋
空き缶類					指定容器(コンテナ)
飲・食料用ガラスびん類					指定容器(コンテナ)
破碎ごみ類					袋(指定無し) またはそのまま
陶器・ガラス類				袋(指定無し) またはそのまま	
粗大ごみ			戸別収集方式	2回/月	指定無し (シール貼付)
乾電池			拠点回収方式	1～2回/月	回収箱
蛍光管			拠点回収方式	2回/週	回収箱

焼却ごみ類、プラスチック製容器類およびペットボトル類については、指定袋を単身世帯で年間合計 90 枚、2 人以上の世帯で年間合計 135 枚、引換券方式により各世帯に無料配布しており、これを超えて指定袋が必要な場合は、1 枚につき 110 円で購入する仕組みとなっています。粗大ごみについては、ごみの大きさ等によってごみ 1 点につき 2,900 円、1,500 円、800 円の 3 段階の処理手数料を設定しており、「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」を指定の販売所で購入し、これをごみに貼り付けて排出するものとしています。また、クリーンセンターに直接搬入する場合は、粗大ごみを除くごみについては、1 回の搬入量が 200kg 未満の場合は 110 円/10kg、200kg 以上の場合は 170 円/10kg の処理手数料を設定しています。

表3-1-6 ごみ処理手数料の状況

収集方式	分別区分	手数料等
ステーション方式	焼却ごみ類	(複数世帯) 年間 135 枚/世帯まで無料配布
	プラスチック類	(単身世帯) 年間 90 枚/世帯まで無料配布
	ペットボトル類	※超過した場合、1 枚 110 円
	空き缶	無料
	飲・食料用ガラスびん	無料
	破砕ごみ	無料
	陶器・ガラス	無料
	新聞・広告	無料
	雑誌・雑紙	無料
	段ボール	無料
戸別収集方式	粗大ごみ	ごみの大きさ等によりごみ 1 個につき次の 3 種のいずれか 2,900 円, 1,500 円, 800 円 ※「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」を購入し貼付する
拠点回収方式	乾電池	無料
	蛍光管	無料
直接搬入	粗大ごみを除くごみ	1 回の搬入量 200kg 未満 : 110 円/10kg 1 回の搬入量 200kg 以上 : 170 円/10kg

3) 中間処理システム

本市では、ごみ焼却処理施設、プラスチック圧縮梱包処理施設、ペットボトル圧縮梱包処理施設、金属処理施設および破碎ごみ処理施設を備えたクリーンセンターと、不燃物選別処理施設とびん類選別施設を備えた草津市処分場において中間処理を行っています。

クリーンセンター内の施設概要は表 3-1-7 に、草津市処分場の施設概要は表 3-1-8 に示すとおりです。

表3-1-7 クリーンセンターの施設概要

対象施設	処理形式	施設規模	供用開始
ごみ焼却処理施設	ストーカー方式	150t/日	昭和 52 年度 平成 5～8 年度 基幹的整備工事 平成 18～20 年度 大規模改修工事
プラスチック圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	9t/5h	平成 17 年 4 月
ペットボトル圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	1.5t/5h	平成 9 年 10 月
金属処理施設	油圧プレス方式	10t/5h	平成 5 年 10 月
破碎ごみ処理施設	破碎（せん断破碎方式）	10t/5h	平成 5 年 10 月

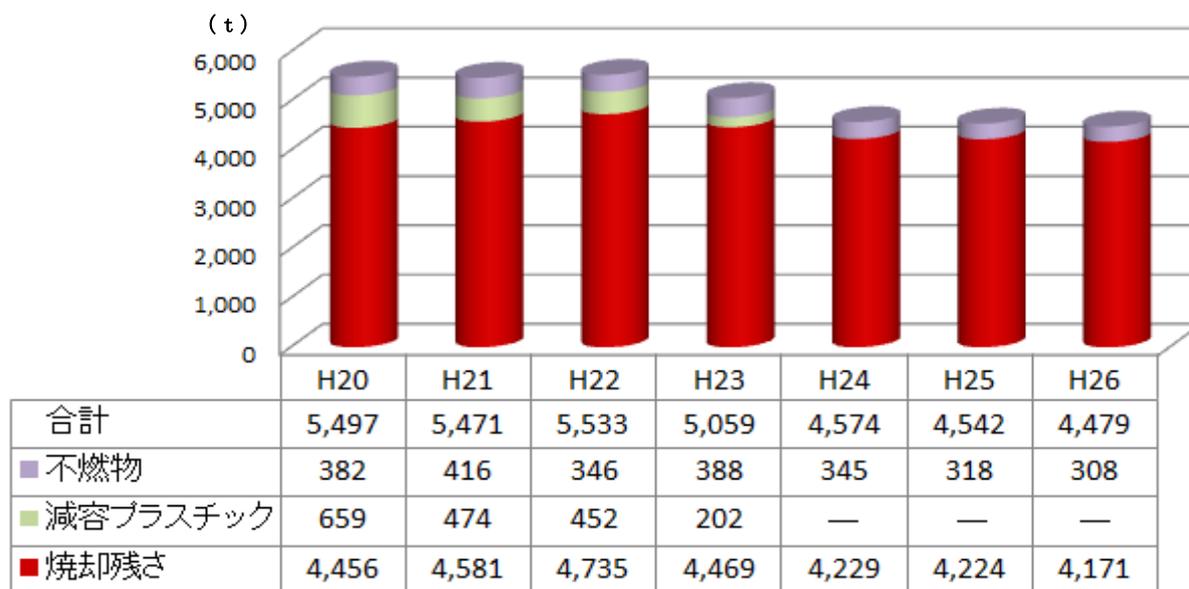
表3-1-8 草津市処分場の施設概要

対象施設	処理形式	施設規模	供用開始
不燃物選別処理施設	手選別（コンベア方式）	4.8t/8h	平成 15 年 1 月
びん類選別施設	手選別	—	—

4) 最終処分システム

本市内で発生するごみの最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ全量を委託し、同センターの広域埋立処分場にて処理を行っています。

同処分場への搬入量は、図 3-1-10 に示すとおりです。減容プラスチックについては、平成 23 年 9 月に処理施設の稼働を停止しました。



単位：t

図 3-1-10 大阪湾フェニックスへの搬入量

5. ごみ処理に関する処理経費

本市のごみ処理に係る経費は、図 3-1-11 に示すとおりです。

ごみ処理経費は、年々減少傾向にあり、平成 20 年度は 1,378,002 千円でしたが、平成 26 年度は 1,172,310 千円となっています。

1 人あたりに換算した年間のごみ処理経費も、平成 20 年度の 11,568 円／人・年から、平成 26 年度は 9,116 円／人・年と減少しています。

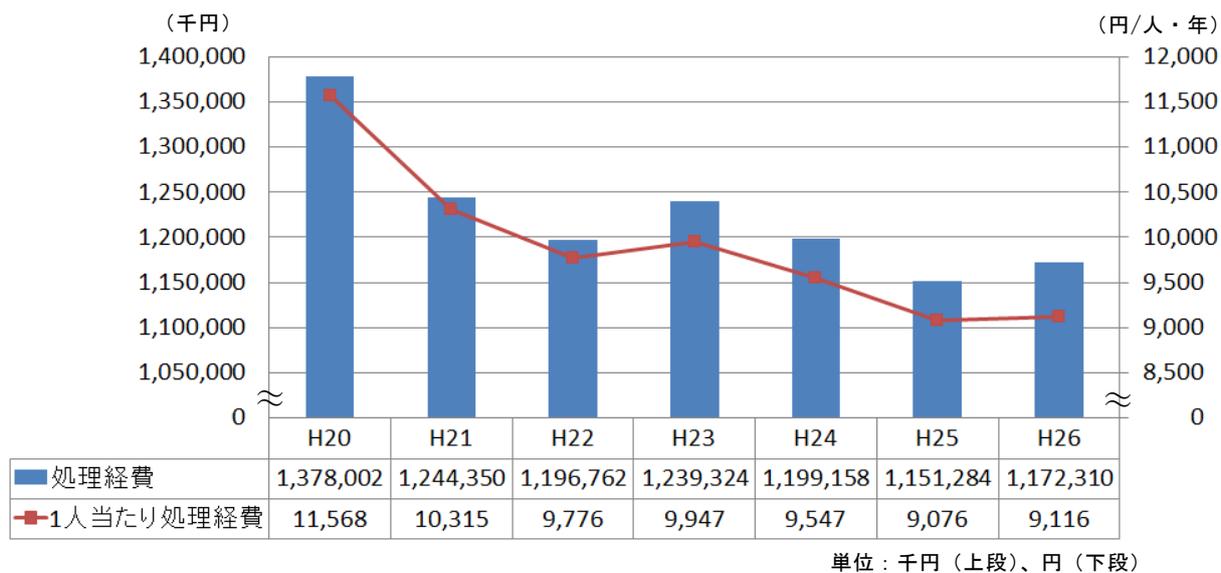


図3-1-11 ごみ処理経費の実績

6. 国、県の状況

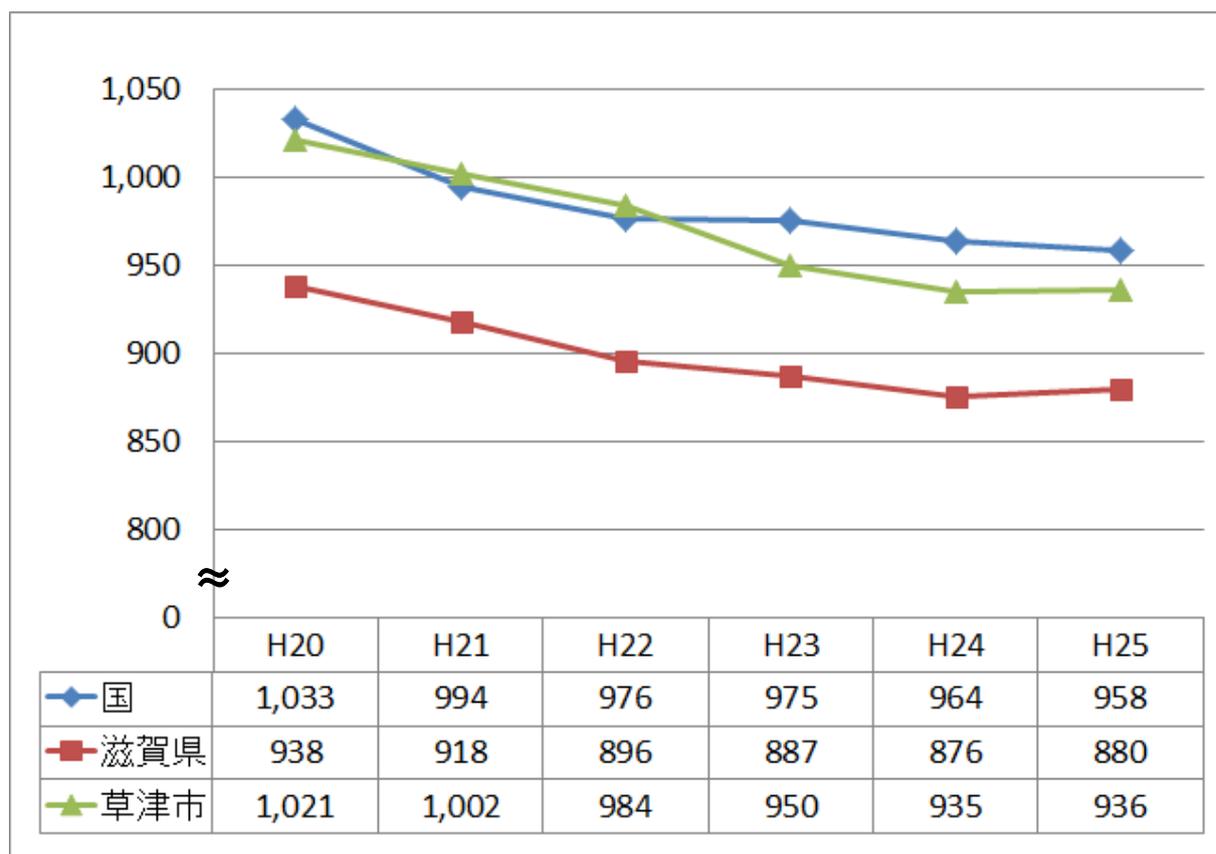
1) 国、県、本市の1人1日当たりごみ排出量

国、県、本市の1人1日当たりごみ排出量は、図3-1-12のとおりです。

本市の1人1日当たりごみ排出量は、平成23年度以降国の平均を下回っています。

その一方、県の平均と比較すると、平成20年度から平成25年度まで、県の平均を上回っています。

(g/人・日)



単位：g/人・日
出典：滋賀県の廃棄物

図3-1-12 国、滋賀県、草津市の1人1日当たりごみ排出量

注) ごみ排出量：家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量
1人1日当たりごみ排出量：ごみ排出量÷365(366)日÷人口
人口：国、県の統計で使用する人口は、平成23年度まで外国人人口を含んでいません。

7. ごみ処理の課題

1) ごみの発生抑制および資源化率の向上

ごみ排出量の増加、最終処分場の残余量のひっ迫、ごみ処理に係る環境負荷など、ごみをめぐる様々な問題がありますが、これらに対応するためには、先ず、可能な限りごみの発生を抑制することが重要となります。

次に、排出されたごみについては、できる限り再生利用し、資源化率を高めていかなければなりません。本市の平成 26 年度の資源化率は 19.2%であり、中間目標年次の平成 27 年度における数値目標である資源化率 23%、最終目標年次の平成 33 年度における数値目標である資源化率 24%を達成するのは難しい状況となっています。

今後は、資源化を促進するために、徹底した資源化施策を講じる必要があります。

2) ごみ処理事業の効率化

ごみの排出量の増加や分別収集区分の細分化により、ごみ処理経費は増加する傾向にあります。適正にごみ処理やリサイクルを行うためには、必要以上に経費の削減を行うことはできませんが、市の財政負担を軽減し、安定的なごみ処理を行うためには、施設整備も含めたごみ処理事業の効率化に努める必要があります。

ごみ処理事業の効率化にあたっては、国が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析や処理システムの評価を行い、その結果を様々な角度から検討する必要があります。

3) 中間処理施設の整備

クリーンセンターの焼却施設については、昭和 52 年に稼働を開始し、平成 5 年度から平成 8 年度にかけて 90t/日から 150t/日への処理能力の向上を目的とした基幹的整備工事を行いました。その後、さらに 10 年以上経過し、劣化が激しくなったことから、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて、大規模な改修工事を実施しました。これにより数年間の延命はできましたが、近年は老朽化が進んでおり、新たな焼却施設の整備が必要となってきました。

この新たな焼却施設の整備にあたっては、二酸化炭素の発生抑制の観点から、ごみ発電等のエネルギー利用に積極的に取り組むとともに、資源化率をより高めるために、効率的な資源化システムを備えたりサイクルセンターも併せて整備する必要があります。

4) 最終処分場の整備

本市には市内に埋立ごみを受け入れ可能な最終処分場がないため、ごみの最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ委託し、同センターの広域埋立処分場にて処理を行っています。

大阪湾フェニックス事業は、近畿2府4県の168市町村（平成27年3月現在）から発生する廃棄物を、大阪湾広域臨海環境整備センターが事業主体となり、安全かつ適切に最終処分しています。

I期計画は平成元年に始まり、尼崎沖および泉大津沖埋立処分場を整備し、平成13年度に受入れを終了しました。II期計画では、神戸沖および大阪沖埋立処分場を整備し、平成13年度には神戸沖埋立処分場での受入を開始し、平成21年度からは大阪沖埋立処分場の供用を開始しました。しかし、II期計画も平成39年度には埋立を終了する予定であり、平成40年度以降のIII期計画がなされているものの、具体的なことについては、現在のところ未定であることから、新たな最終処分場を確保する必要があります。

5) 市民・事業者との協働

ごみの減量化、資源化施策を展開し、適正なごみ処理を推進していくためには、市民・事業者・行政が協働し取り組むことが重要になります。

特に、ごみの発生抑制、再使用、再利用については、排出者である市民や事業者の行動に負うところが大きいため、本市は排出者の自主的な減量行動等を積極的に支援していく必要があります。

6) 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化をはじめとする大気、水質など環境負荷への問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題であり、その対応が不可欠となります。

特に、ごみを焼却する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであるため、焼却ごみの減量により、その排出量を抑制する必要があります。

第2節 基本方針

1. 基本方針

「第1章 2. 計画改訂にあたっての基本姿勢」を踏まえ、本市では、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、お互いに協力しながらできる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては再使用、再生利用を行う、循環型社会の構築に向けたまちづくりの方策を明らかにするため、本市のごみ処理計画における基本方針を、以下のように設定します。

1) ごみの発生抑制の推進

3Rのうち、まず優先される発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に重点を置いたごみを出さない環境づくりを目指します。

ごみの発生抑制には、特に市民、事業者の主体的な協力が不可欠となりますことから、本市は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育を推進するとともに、持続可能な発生抑制・減量化施策を展開します。

2) 多様な資源化の仕組みづくりの推進

発生抑制、再使用を優先した後に排出される廃棄物については、徹底した資源化（リサイクル）により、資源を再生利用し循環させるとともに、焼却処理するごみ量の削減を目指します。

資源化を推進するためには、家庭系ごみについては、分別収集区分の見直しや、集団回収の促進、各家庭における生ごみ処理の支援などの多様な資源化施策を推進します。

また、事業系ごみについては、排出者である事業者自らが資源化と適正処理を行うことが原則であるため、本市は事業者が排出するごみを可能な限り資源化処理ルートに誘導するとともに、資源化の仕組みづくりに向けての支援に取り組みます。

3) 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

ごみの処理については、環境汚染物質の発生防止や、二酸化炭素排出量の削減などの環境負荷の低減に努めるとともに、効率的な処理事業の運営に取り組みます。

また、新たな焼却施設の整備にあたっては、エネルギー回収や、環境汚染物質への対応をさらに強化するなど、地球環境にやさしい処理施設を整備します。

2. 目標年次

国の「ごみ処理基本計画策定指針」では、一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、10～15年間でされています。

本計画の期間は、平成22年度を初年度とし、平成33年度を計画目標年次とする12カ年の計画です。

本計画は、中間目標年次である平成27年度における点検、見直し、評価を経て策定するものであることから、本計画の最終目標年次は平成33年度となります。

平成13年度

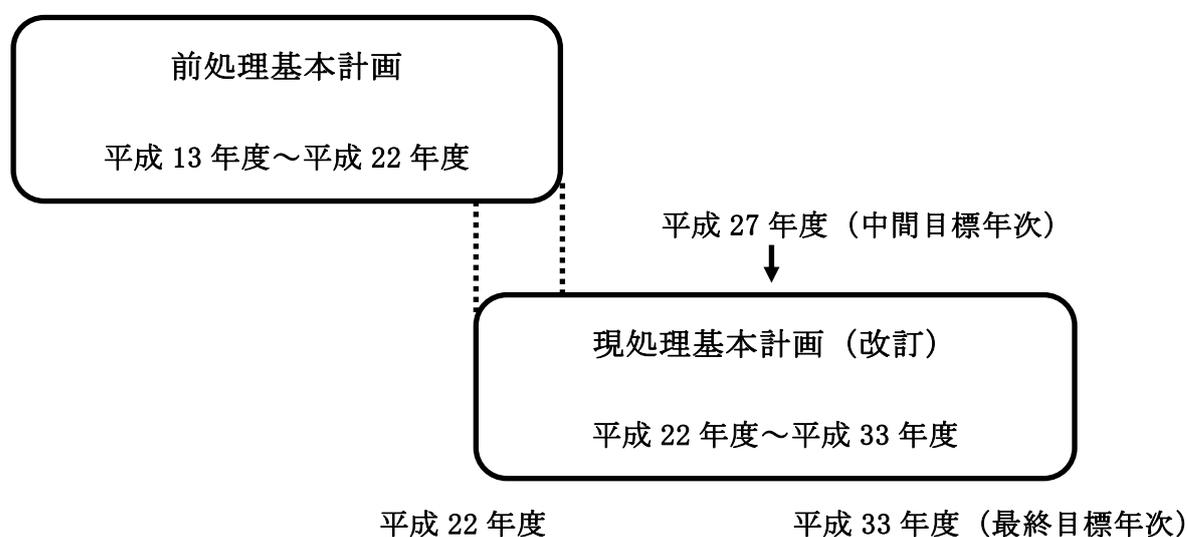


図3-2-1 目標年次

第3節 ごみの発生量の推計

1. 将来推計人口

本市の将来推計人口は、表 3-3-1、図 3-3-1 に示すとおりです。

ごみ発生量を推計する上で算定基礎となる将来推計人口は、草津市人口ビジョン（国勢調査人口ベース）の増減率を基本として、住民基本台帳登録人口に置き換えて推計しています。

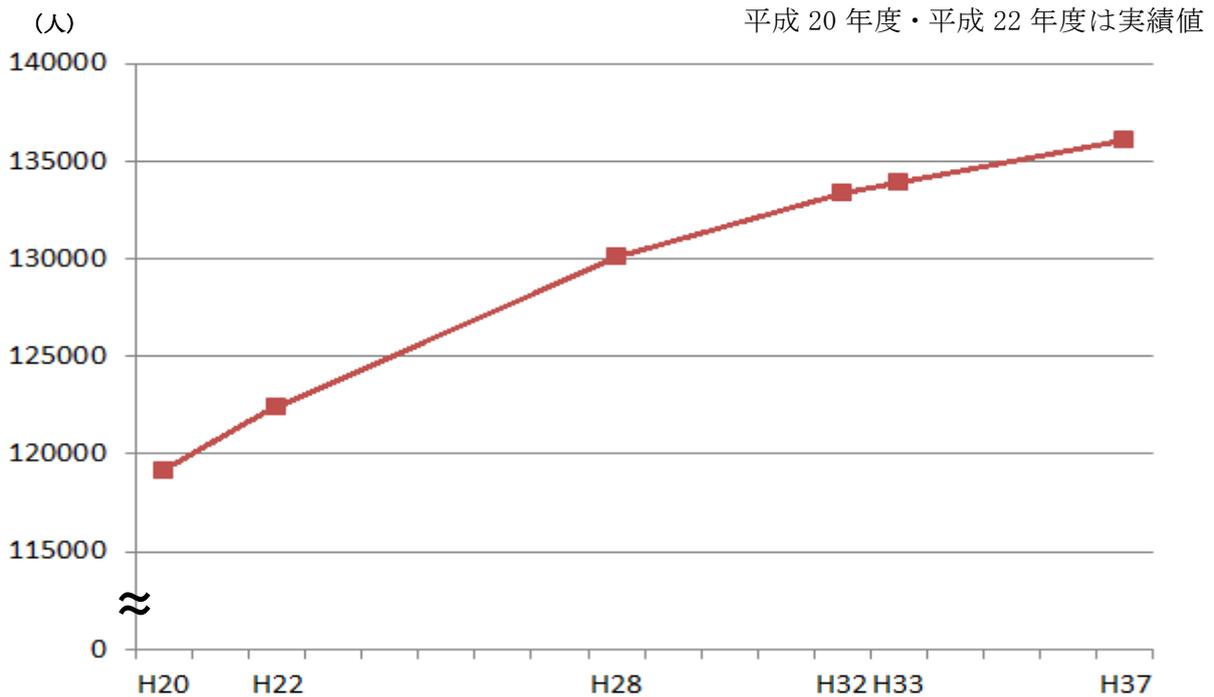
本市の人口は、平成 42 年度までは増加し、それ以降は減少に転じると推計しています。

※次回の計画改訂時には、将来推計人口を国勢調査人口ベースとするかどうかについて、検討を行うものとします。

表 3-3-1 将来推計人口

年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
推計人口	119,123 人	122,423 人	130,085 人	133,370 人	133,912 人
指数（対H20）	—	1.03	1.09	1.12	1.12

*人口は各年 10 月 1 日現在



平成 20 年度・平成 22 年度は実績値

単位：人

*人口は各年 10 月 1 日現在

平成 20 年度・平成 22 年度は実績値

図 3-3-1 将来推計人口

2. ごみ発生量の推計（現状の場合）

本市のごみ発生量の将来推計は表 3-3-2 に示すとおりです。

この推計は、現状の施策以外にごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように推移するかについて推計したものです。

推計方法として、家庭系ごみについては、各ごみ種別の 1 人 1 日当たりごみ排出量

（g／人・日）を過去 10 年間の実績等を基に分別変更も加味し、トレンド法等を用いて将来推計した上で将来推計人口及び年間日数を乗じて推計しました。

事業系ごみについては、各ごみ種別の 1 日当たりごみ排出量（t／日）を、過去 10 年間の実績等を基に搬入規制も加味し、トレンド法等を用いて将来推計した上で、年間日数を乗じて推計しました。

集団回収については、各資源（段ボール、新聞、雑誌、繊維類）の年間回収量を、過去 5 年間の実績等を基にトレンド法等を用いて推計しました。

年度	H20	H22	H26	H28	H30	H33	指数 H33/H20
人口	119,123 人	122,423 人	128,603 人	130,085 人	131,727 人	133,912 人	112.4
家庭系ごみ	24,926 t	25,002 t	24,333 t	24,452 t	24,629 t	24,907 t	99.9
※事業系ごみ	15,475 t	14,861 t	13,876 t	13,871 t	13,867 t	13,860 t	89.6
集団回収	3,981 t	4,089 t	4,366 t	4,561 t	4,795 t	5,234 t	131.5
合計	44,382 t	43,952 t	42,576 t	42,884 t	43,291 t	44,001 t	99.1
指数 (対 H20)	—	99.0	95.9	96.6	97.5	99.1	—

※市町村協議を経たごみ量は含まず。

表 3-3-2 ごみ発生量の推計（現状の場合）

第4節 ごみの減量化・資源化計画

1. 減量化目標の設定

1) 国、県の減量化目標

国は循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、①循環型社会の形成に関する施策についての基本方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めています。

平成20年5月に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画では、取組指標として一般廃棄物の減量化等に関する数値目標を設定しています。（平成25年5月には第三次循環型社会形成推進基本計画を策定）

また、県は平成18年6月に策定された第二次滋賀県廃棄物処理計画で、一般廃棄物の減量化等に関する数値目標を設定しています。（平成23年8月には第三次滋賀県廃棄物処理計画を策定。平成28年度には第四次滋賀県廃棄物処理計画を策定予定）

国、県の一般廃棄物の減量化等の目標値は表3-4-1、一般廃棄物処理の概念図は図3-4-1のとおりです。

表3-4-1 国、県の一般廃棄物の減量化等の目標値

	目 標 値
国	<p>第二次循環型社会形成推進基本計画 基準年次：平成 12 年度 目標年度：平成 27 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 約 10%削減 ○ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収、資源ごみ除く） 約 20%削減 ○ 事業系ごみ排出量 約 20%削減</p> <p>第三次循環型社会形成推進基本計画 基準年次：平成 12 年度 目標年度：平成 32 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 約 25%削減 ○ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収、資源ごみ除く） 約 25%削減 ○ 事業系ごみ排出量 約 35%削減</p> <p>廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針 目標年次：平成 27 年度 ○リサイクル率 25%</p>
滋賀県	<p>第二次滋賀県廃棄物処理計画 基準年次：平成 9 年度 目標年次：平成 22 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 平成 9 年度 944 g → 平成 22 年度 900 g ○リサイクル率 平成 9 年度 13% → 平成 22 年度 26% ○最終処分量 平成 9 年度 10 万 t → 平成 22 年度 5 万 t ○単純処理された量（ごみ発生総量－資源化量） 平成 9 年度 42 万 t → 平成 22 年度 21 万 t</p> <p>第三次滋賀県廃棄物処理計画 目標年次：平成 27 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 平成 27 年度 910 g ○ 1 人 1 日当たりの最終処分量 平成 27 年度 95 g</p>

*第三次循環型社会形成推進基本計画および第三次・第四次滋賀県廃棄物処理計画は、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定時に参考とするものとします。

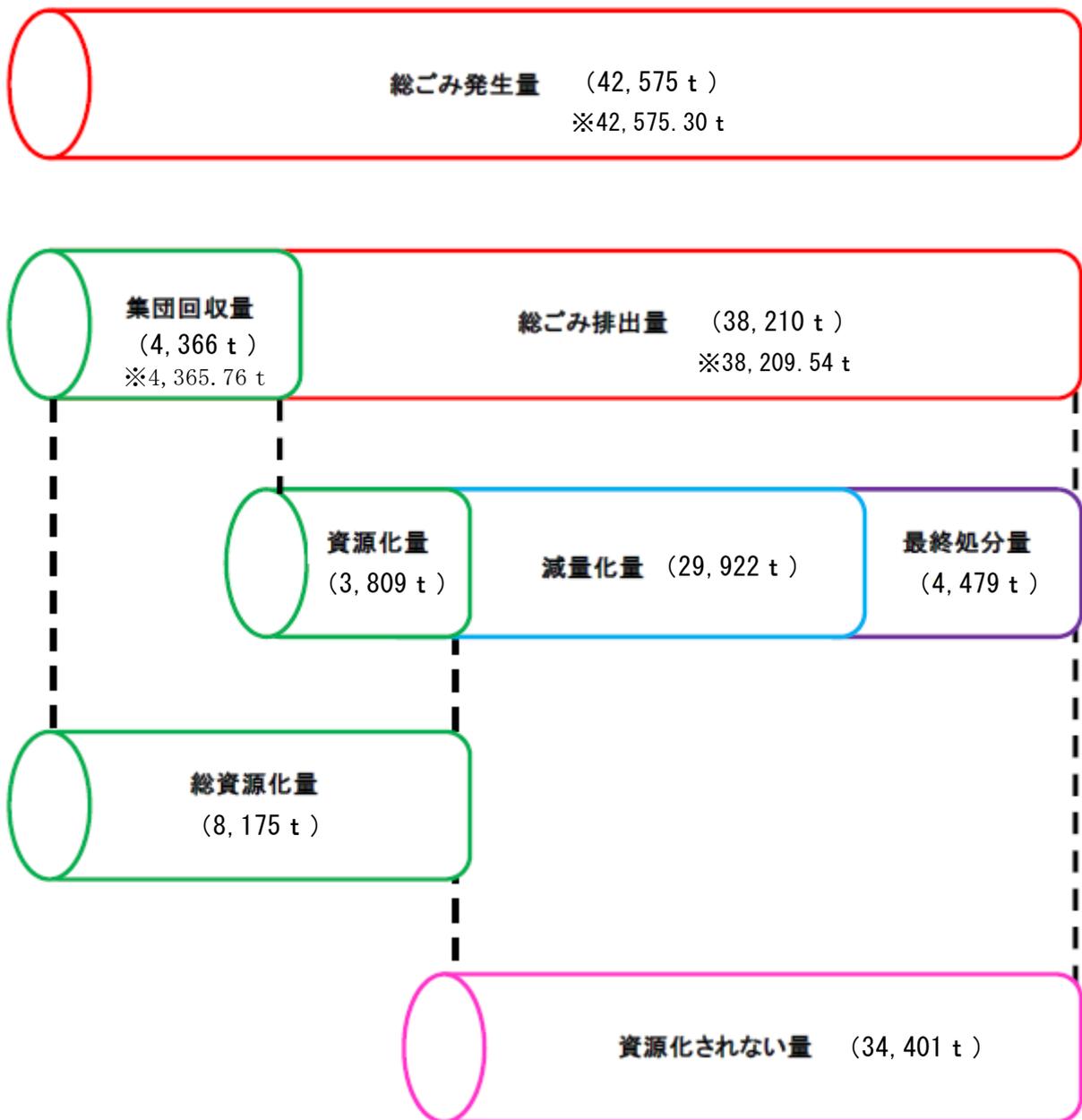


図 3-4-1 一般廃棄物の処理の概念図
 () 内数字は本市の平成 26 年度の実績

2) 本市の減量化目標

本計画では、国や県が定める一般廃棄物の減量化等に関する数値目標等を踏まえ、ごみの発生抑制・資源化・減量化施策を効果的に推進し、実効性を確保するため、ごみの減量化等の数値目標を設定しています。

設定にあたっては、本市の人口が平成 42 年度まで増加する傾向を考慮しました。

今回、中間目標年次である平成 27 年度における計画の点検、見直し、評価を行った結果、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」および「リサイクル率」については、最終目標年次である平成 33 年度の数値目標を達成しておらず、引き続きその達成を目指す必要があることから、今回の改訂では変更を行いません。

「1 人 1 日当たりに換算した事業系ごみ排出量」については、発生抑制・減量化・資源化施策を進めた結果、平成 26 年度における排出量について、本計画策定当初に設定した最終目標年次の数値目標を既に達成していることから、以下のとおり設定します。

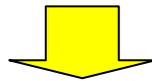
①

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」を
平成20年度比で約20%削減します。

* 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

= (家庭系ごみ排出量 - 資源ごみ排出量) ÷ 人口 ÷ 365日 (366日)

* 資源ごみ（古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・
食料用ガラスびん類、乾電池、蛍光管）



平成20年度実績 536 g/人・日

→ 平成27年度 約15%削減 460 g/人・日 (76 g削減)

→ 平成33年度 約20%削減 430 g/人・日 (106 g削減)

(参考)

・ 国の第二次循環型社会形成推進基本計画での数値目標

平成12年度実績 → 平成27年度

約660 g/人・日 約530 g/人・日 (平成12年度比約20%削減)

・ 国の第三次循環型社会形成推進基本計画での数値目標

平成12年度実績 → 平成32年度

約660 g/人・日 約500 g/人・日 (平成12年度比約25%削減)

・ 平成12年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 654 g/人・日 県 623 g/人・日 本市 534 g/人・日

・ 平成20年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 571 g/人・日 県 540 g/人・日 本市 536 g/人・日

・ 平成25年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 530 g/人・日 県 508 g/人・日 本市 443 g/人・日

・ 平成26年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 未確定 県 未確定 本市 439 g/人・日

※確定後に修正（以下同じ。）

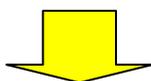
②

「1人1日あたりに換算した事業系ごみ排出量」を
平成20年度比で約20%削減します。

*1人1日あたりに換算した事業系ごみ排出量

= 事業系ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365日 (366日)

*本計画策定当初は、大型商業施設の立地により周辺市を含めた広域商圈を形成していること、さらにJR南草津駅周辺への飲食店舗等の進出が今後も増加するといった、事業系ごみの排出量が増加するという地域特性を考慮していましたが、本計画策定当初に設定した最終目標年次の数値目標を平成26年度において既に達成していることから、新たな数値目標を設定します。



平成20年度実績 356g/人・日

→ 平成27年度 約10%削減 320g/人・日 (36g削減)

→ 平成33年度 約20%削減 285g/人・日 (71g削減)

(参考)

- ・国の第二次循環型社会形成推進基本計画での数値目標
平成12年度実績 → 平成27年度
約1,799万トン → 約1,439万トン (平成12年度比約20%削減)
- ・国の第三次循環型社会形成推進基本計画での数値目標
平成12年度実績 → 平成32年度
約1,799万トン → 約1,170万トン (平成12年度比約35%削減)
- ・平成12年度実績 (一般廃棄物処理実態調査より)
国 389g/人・日 県 286g/人・日 本市 324g/人・日
- ・平成20年度実績 (一般廃棄物処理実態調査より)
国 300g/人・日 県 244g/人・日 本市 356g/人・日
- ・平成25年度実績 (一般廃棄物処理実態調査より)
国 280g/人・日 県 237g/人・日 本市 311g/人・日
- ・平成26年度実績 (一般廃棄物処理実態調査より)
国 未確定 県 未確定 本市 296g/人・日

③

「リサイクル率」を平成 20 年度の 15.5% から
24%に引き上げます。

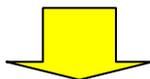
*リサイクル率（資源化率）

=資源化ごみ量÷ごみ発生量×100

資源化ごみ量：「直接資源化量（集団回収含む）」＋「中間処理後の資源化量」
＋「市町村協議を経たごみの資源化量」

ごみ発生量：「家庭系ごみ排出量」＋「事業系ごみ排出量」＋「集団回収量」
＋「市町村協議を経たごみの排出量」

※平成 28 年度以降のリサイクル率の計算には、廃棄物処理法第 6 条第 3 項に
基づく「市町村協議を経たごみの排出量」および「市町村協議を経たごみの
資源化量」を含めることとします。



平成 20 年度実績 15.5%

→ 平成 27 年度 23% (7.5%増加)

→ 平成 33 年度 24% (8.5%増加)

(参考)

・国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針での数値目標

平成 27 年度 25%

・平成 20 年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 20.3% 県 19.8% 本市 15.5%

・平成 25 年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 20.6% 県 19.1% 本市 19.5%

・平成 26 年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 未確定 県 未確定 本市 19.2%

2. 減量化目標達成に向けた施策

先に定めた減量化目標を達成するための施策として考えられるものを以下に示します。施策の実施にあたっては、効果や必要性が高いものから費用対効果も勘案し、推進していくこととします。（追加・変更した施策については、〔追加〕または〔変更〕で表示しています。）

1) 家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

①発生抑制施策

- 食べ残し等の発生抑制の啓発
（「買いすぎない、つくりすぎない、食べ残さない」の3ない運動等）
- マイバックの普及促進、過剰包装の拒否の啓発
- 環境配慮物品等の使用促進、使い捨て商品の使用抑制の啓発
- 市民団体との協働による発生抑制運動の展開（市民団体への支援）
- ごみに関する情報提供
（減量効果・リサイクルの状況・ごみ処理コスト等の情報提供、広報媒体によるPR）
- 教育機関と連携した環境教育の推進、ごみの出前講座の推進
- 新クリーンセンターでの循環型社会や環境問題に係る啓発、学習機会の提供〔追加〕

②減量化（排出抑制）施策

- ごみ処理の有料化（指定ごみ袋による単純従量制の導入）の検討
- 生ごみの水切り励行推進の啓発（「ひとしぼり」運動）
- 生ごみ処理容器、コンポストの普及促進
- 生ごみ堆肥化システムの構築の検討
- 市民農園や学校農園での堆肥利用による循環の環（わ）づくりの検討
- 店頭回収の利用促進（食品トレー、牛乳パック、携帯電話、プリンタートナー等）
- リユース衣類の活用システムの構築の検討
- リサイクル工房の創設の検討
- 粗大ごみの再生利用の促進
- フリーマーケットの開催、不用品交換制度の利用促進
- 民間リサイクルショップの利用促進

③資源化施策

- 資源物の集団回収の推進奨励（単価引き上げ等の検討）〔変更〕
- 資源物の集団回収における繊維類の回収促進〔追加〕
- 分別収集体制の見直しの実施（資源物収集の細分化、分別の徹底）
- リサイクル推進員制度や分別指導協力員制度の導入の検討
- ごみ出しの早朝分別指導の実施
- ごみ処理施設の見学研修の実施

- 環境イベント等によるリサイクル意識向上の啓発
- 資源物拠点回収場所の拡充
- 剪定枝資源化システムの構築の検討（チップ化による堆肥化等）
- 雑紙保管袋の検討〔追加〕
- スマートフォン用ごみ分別の無料アプリケーション導入の検討〔追加〕

2) 事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

①発生抑制施策

- ごみ処理手数料の見直しの検討
- 事業者への発生抑制・減量化・資源化の訪問指導の実施〔変更〕
- 食品ロス削減啓発パンフレットの作成〔追加〕

②減量化（排出抑制）施策

- 小規模事業者へのごみ減量対策の推進（オフィス町内会等の新たな仕組みづくり）
- 多量排出事業者への減量化計画作成・運用指導の実施
- 優良事業者の取組事例の紹介
- 事業系一般廃棄物減量セミナーの開催〔追加〕
- 一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者への訪問指導の実施〔追加〕

③減量化（排出規制）施策〔変更〕

- 分別区分体制の見直しの実施
- プラスチックごみの適正処理の指導
- クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の厳格化（古紙類等）

④資源化施策

- 食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進〔変更〕
- 事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）
- クリーンセンターでのごみ搬入検査の強化（分別の徹底）
- 適正分別・減量化・資源化マニュアルの作成、配布
- 雑紙保管袋の検討〔追加〕
- 小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加〔追加〕

3. ごみ発生量の推計（施策反映後）

「第3節 2. ごみの発生量の推計（現状の場合）」に、本計画改訂後の減量化目標達成に向けた施策による減量効果等を反映させた場合のごみ発生量推計は、表 3-4-2 のとおりです。

減量効果等の反映は平成 28 年度からとして推計しています。

表 3-4-2 ごみ発生量の推計（施策反映後）

（単位：t）

年度		H20	H22	H26	H28	H30	H33	指数 H33/H20
家庭系 ごみ	現状	24,926	25,002	24,333	24,452	24,629	24,907	99.9
	施策後	—	—	—	24,389	24,504	24,693	99.0
※事業系 ごみ	現状	15,475	14,861	13,876	13,871	13,867	13,860	89.6
	施策後	—	—	—	13,763	13,652	13,486	87.1
小計	現状	40,401	39,863	38,209	38,323	38,496	38,767	96.0
	施策後	—	—	—	38,152	38,156	38,179	94.5
集団回収	現状	3,981	4,089	4,366	4,561	4,795	5,234	131.5
	施策後	—	—	—	4,720	5,145	5,954	149.6
ごみ発生量 合計	現状	44,382	43,952	42,576	42,884	43,291	44,001	99.1
	施策後	—	—	—	42,872	43,301	44,133	99.4

※市町村協議を経たごみ量は含まず。

本計画策定後に取り組んできたことや、平成 28 年度からの推計に反映させた減量効果等を以下に示します。

1) 家庭系ごみの減量効果等

①分別収集体制の見直しの実施

平成 23 年度の分別区分変更により、「普通ごみ類」を「焼却ごみ類」と「古紙類」に細分別化し、古紙類の資源化を図った結果、平成 26 年度の焼却ごみ量が約 3.3%減量(平成 20 年度比)でき、その減量分の一部が資源化量となり平成 26 年度のリサイクル率が 3.7%上昇(平成 20 年度比)しました。

また、同じく分別区分変更により、「プラスチック類」を資源化するプラスチックごみを

対象とした「プラスチック製容器類」とし、現在埋立処分を行っている資源化できないプラスチックごみは「焼却ごみ類」に含めることとしました。このことにより効率的な資源化ができ、最終処分量の減量ができました。

また、他のごみ種についても分別の名称と分別基準を分かりやすく変更し、不適正排出を減らし資源化をより進めています。

今後は、「焼却ごみ類」のうち、約半分を占める(水分を除く)紙類について、これまで以上に「古紙類」や「集団回収」への資源化を図り、「焼却ごみ類」の削減とリサイクル率の向上を目指します。

②食べ残し等の発生抑制の啓発

「焼却ごみ類」には、食べ残しによるものや、廃棄される手付かずの食品が多く含まれていることから、食べ残しをしないことや、計画的な食料品の購入を心掛けることにより、食べ残しや手付かずの食品を減らすことができれば、焼却するごみの減量ができます。

③生ごみの水切り励行推進の啓発（「ひとしぼり」運動）

「焼却ごみ類」には、調理屑等の生ごみも多く含まれていることから、生ごみの水切りを徹底し、もうひと絞りすることができれば、焼却するごみの減量ができます。

2) 事業系ごみの減量効果等

①クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の実施

平成 23 年度以降、資源ごみの搬入規制を行い、事業者自らが資源ごみを資源化するよう指導しています。さらに、平成 25 年度には、減量化・資源化ガイドブック「廃棄物の適正処理ガイドブック」を作成・配布するとともに、事業所を直接訪問し、適正なごみの排出についての指導やアドバイスを行っています。

今後は、食品ロス削減啓発パンフレットの作成、事業系一般廃棄物減量セミナーの開催および一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者への訪問指導の実施により、適正なごみの排出についての指導やアドバイスの充実を図り、事業系ごみの削減を目指します。

また、雑紙保管袋の作成や小規模事業者が排出する資源物の集団回収の対象への追加により、事業系の「焼却ごみ」に含まれている資源ごみの資源化を促進し、事業系ごみの削減とリサイクル率の向上を目指します。

②事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）

事業系ごみ袋を透明の袋に変更し、可視化による分別の徹底を図ることにより、不適正排出を減らしました。

今後も、定期的なパッカー車の展開検査等を行い、適正にごみが搬入されているかのチェックを行います。

ごみ発生量の推計比較のため、現状の場合の推計を表 3-4-3 に、施策反映後の推計を表 3-4-4 に示します。

表 3-4-3 ごみ発生量の推計（現状の場合）

(単位：t)

年 度	家庭系ごみ			事業系 ごみ	小計	集団 回収	ごみ発生量 合計
	焼却 ごみ類	資源 ごみ	その他 ごみ				
H20	20,232	1,610	3,084	15,475	40,401	3,981	44,382
H22	20,367	1,610	3,025	14,861	39,863	4,089	43,952
H26	19,555	3,732	1,046	13,876	38,209	4,366	42,576
H28	19,682	3,673	1,097	13,871	38,323	4,561	42,884
H30	19,831	3,638	1,160	13,867	38,496	4,795	43,291
H33	20,009	3,620	1,278	13,860	38,767	5,234	44,001

表 3-4-4 ごみ発生量の推計（施策反映後）

(単位：t)

年 度	家庭系ごみ			事業系 ごみ	小計	集団 回収	ごみ発生量 合計
	焼却 ごみ類	資源 ごみ	その他 ごみ				
H28	19,544	3,749	1,096	13,763	38,152	4,720	42,872
H30	19,554	3,790	1,160	13,652	38,156	5,145	43,301
H33	19,523	3,893	1,277	13,486	38,179	5,954	44,133

*平成 22 年度までの資源ごみ（ペットボトル類、金属類、びん類、乾電池、蛍光管）
平成 23 年度以降の資源ごみ（古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、
空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、乾電池、蛍光管）

3) ごみ発生量の推計（施策反映後）と減量化目標との比較

施策反映後のごみ量で算出した「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」、「1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」と減量化目標による数値との比較は、表3-4-5～表3-4-7のとおりです。

減量化目標の達成のために、計画している施策を展開していきます。

表3-4-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

年度	H20	H26	H28	H30	H33
量（g/日・人）	536.3	438.9	434.7	430.8	425.6
対H20年比	-	81.8	81.6	80.3	79.4
目標数値（g/日・人）	-	-	-	-	430.0

表3-4-6 1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量

年度	H20	H26	H28	H30	H33
量（g/日・人）	355.9	295.6	294.2	288.2	280.1
対H20年比	-	83.1	82.7	81.0	78.7
目標数値（g/日・人）	-	-	-	-	285.0

表3-4-7 リサイクル率

年度	H20	H26	H28	H30	H33
リサイクル率	15.5%	19.2%	21.4%	22.3%	24.0%
目標数値（%）	-	-	-	-	24.0%

*平成28年度以降のリサイクル率の計算には、「市町村協議を経たごみの排出量」および「市町村協議を経たごみの資源化量」が含まれています。

4) さらに減量効果等が期待できる施策

現時点では実施時期等の関係で施策として減量効果等に反映していませんが、減量効果等が大きい施策として次の施策が考えられます。

①家庭系ごみ処理の有料化の検討（指定ごみ袋による単純従量制の導入）

国の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成19年6月）では、燃やすごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率との関係は、10当たり1～2円程度の料金水準で10%強の排出抑制効果が見られるとしています。

②事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえ、ごみ処理費に係る排出事業者の負担割合を検討し、適正な処理手数料に改定することにより、経済的インセンティブによる減量効果が期待できます。

第5節 ごみの適正処理計画

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬計画の目標

将来のごみ量の変化、循環型社会形成の推進に向けた施策に対応できる効率的な収集・運搬体制を整備します。

2) 計画収集区域

本市の行政区域全域を計画収集区域とします。

3) 収集・運搬の方法

①ごみの分別区分

ごみの分別区分は、平成23年10月に10種分別から変更した11種分別の分別区分とします。

②ごみの排出方法

ごみの適正な排出は、効率的な収集・運搬を行うために重要であることから、今後ごみカレンダーなどにより適正な排出方法の周知徹底を図っていきます。

また、ごみ集積所での早朝ごみ出し指導も積極的に行っていきます。

③収集方式

ステーション方式を基本に、粗大ごみは戸別収集方式、蛍光管・電池は拠点回収方式とします。

今後、拠点回収の回収品目および回収拠点の拡充を検討します。

④収集頻度

各ごみ種別の排出量の状況に応じて、収集頻度の見直しの検討をします。

⑤収集運搬体制

ごみ排出量に応じた適正な収集区域の設定および収集車両の配車をすることにより、収集作業の安全と事故の防止を図ります。

また、環境負荷の低減を図るため、ごみの収集車両については、低公害車の導入を検討します。

⑥事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、市許可業者による搬入または事業者自らの直接搬入とします。

2. 中間処理計画

1) 中間処理計画の目標

環境負荷の低減を図りつつ、資源回収率の向上と最終処分量の減量が推進できる効率的な中間処理体制を整備します。

2) 中間処理の方法

本市の現在の中間処理の方法については、第3章第1節の図3-1-9 ゴミ処理フロー図のとおりです。

中間処理施設である草津市立クリーンセンターは昭和52年に稼働し、その後、処理能力の向上を目的とした基幹的更新工事および大規模な改修工事を実施しました。

しかし、焼却施設の老朽化や、より効率的な中間処理体制の整備に対応するためには、新たな中間処理施設の整備が必要となっています。

3) 中間処理施設の整備

新たな中間処理施設については、平成29年度中の完成を目指して、現在、施設整備事業を進めています。

施設の処理方式等については、今後、専門的知識を有する学識経験者や市民の方々と交え検討し、決定していくこととなります。

施設の整備にあたっては、最新の高効率ゴミ発電技術を導入するとともに、さらなる公害物質の排出抑制や、排水・雨水の再利用を推進し環境負荷の低減を図ります。

● 中間処理施設の整備工程の概要

平成22年度	施設の処理方式等の決定 環境影響評価（平成22年度から平成25年度）
平成26年度	施設の設計・施工を行う業者の選定 施設の設計および建設工事（平成27年度から平成29年度）
平成29年度	中間処理施設稼働開始

3. 最終処分計画

1) 最終処分計画の目標

ごみの排出抑制・資源化を推進し、焼却するごみを減らすことにより、最終処分量を削減します。

2) 最終処分の方法

本市で発生する中間処理後の焼却残渣などの埋立処理するごみは、大阪湾フェニックスの広域埋立処分場へ搬入し埋立処理します。

大阪湾フェニックスの埋立処分場も平成 39 年度には埋立完了となる予定であるため、平成 40 年度以降の最終処分場の確保が必要です。

3) 最終処分場の整備

本市では埋立処理ができる最終処分場がなく、埋立ごみの全量を大阪湾フェニックスで委託し処理しているため、大阪湾フェニックスの平成 40 年度以降の次期計画の実現に向けた取り組みを、搬入している自治体と連携し、積極的に推進していきます。

4. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 災害廃棄物

地震や水害等の災害が発生した場合、一時的に大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のごみが排出されることが想定されることから、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）および非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な対応が必要です。

本市では、国の「震災廃棄物対策指針」「水害廃棄物対策指針」に基づき、「草津市地域防災計画」において廃棄物処理計画を策定しています。災害発生時には計画に沿った対応ができるように体制の整備を進めます。

2) 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系の廃棄物については、その性状や感染性等の状況により、今後、適切な排出ルールを決めていくこととします。

なお、注射針などの鋭利なものについては、医療機関等において適正に処理するよう指導を行います。

3) 特定家庭用機器（家電4品目）

家電リサイクル法では、消費者が特定の家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を廃棄する場合、これらを小売業者等に適切に引き渡すことが求められていることから、市民へ制度の啓発を行うとともに、小売業者等による引き取りを推進します。

小売業者等に引き渡しができない場合に限り、市が収集を行い、製造業者が指定する草津市内の指定引取場所に搬入します。

4) 適正処理困難物

本市では、以下の品目について、ごみの定期収集およびクリーンセンターでの受入れを行っていないため、販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導するとともに、適正処理のルートや処理業者の情報提供を行います。

- ①有害性、危険性、爆発性のあるもの（毒物、劇薬、農薬、ガソリン、廃油など）
- ②処理困難物（タイヤ、バッテリー、バイク、自動車、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫など）
- ③産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物で、同法第11条第2項に規定する産業廃棄物は除く）

5) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可

本市の事業系一般廃棄物排出見込量に対し、既存許可業者の収集運搬能力が十分に満たされる状況においては、原則、新たな一般廃棄物収集運搬業の許可は行わないものとします。

6) 不法投棄対策

不法投棄の防止および早期発見のため、不法投棄監視員による多発地点へのパトロールを強化します。

また、不法投棄を発見した場合は、警察に通報するとともに、投棄者が分かれば、投棄者に対し原状回復命令を出すなど厳しい姿勢で対応します。

投棄者が分からないケースについては、土地管理者や地域住民と連携し、ごみを速やかに撤去し原状回復を行うとともに、再発防止として不法投棄しづらい周辺環境整備を行います。

7) 地球温暖化防止

ごみ処理事業は、環境への負荷が非常に大きいということを十分認識し、特にごみを焼却する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであることから、本市では、ごみの減量化施策を積極的に推進し、焼却ごみの量を減らすとともに、新たな焼却施設の整備にあたっては、最新の高効率ごみ発電技術を導入した「地球環境にやさしい処理施設」を目指します。

また、ごみの収集車両についても、低公害車の導入を検討するなど、環境負荷の低減につながる施策を今後進めていきます。

8) 水銀による環境の汚染の防止

水銀が、環境中を循環しつつ残留し、および生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講じるものとします。